

平成17年12月8日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	13 番	井手常道
2 番	伊東茂	14 番	青木幸平
3 番	福井正	15 番	中村清
4 番	水頭喜弘	16 番	谷口良隆
5 番	橋爪敏	17 番	中島邦保
6 番	山口瑞枝	18 番	吉田正明
7 番	中村雄一郎	19 番	谷川清太
8 番	橋川宏彰	20 番	松尾征子
9 番	森田峰敏	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照
12 番	岩吉泰彦		

2. 欠席議員

10 番 北原慎也

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総	務	唐	島		稔
市	民	坂	本	博	昭
産	業	山	本	克	樹
建	設	江	頭	毅	一 郎
企	画	北	村	建	治
総	務	北	村	和	博
財	政	藤	田	洋	一 郎
市	民	中	村	和	典
選	挙				
管	理				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
税	務	北	御	門	敏
課	長				則
福	祉	迎			和
事	務				泉
所	長				
保	険	井	手	讓	二
健	康				弘
課	長				
農	林	平	石	和	剛
水	産				
課	長				
商	工	福	岡	俊	宏
観	光				
課	長				
都	市	中	川		昭
建	設	藤	家	敏	勉
課	長				
環	境	松	浦		清
下	水				治
道	課	井	手	久	幸
課	長				
ま	ち	森			恒
な	み	藤	家	利	善
活	性				幸
課	長	小	野	原	孝
水	道				司
課	長	中	橋	博	之
会	計				
課	長				
教	育				
委	員				
長					
教	育				
長					
教	育				
次	長				
兼	庶				
務	課				
長					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼					
長					
中	央				
公	民				
館	長				
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
監	査				
委	員				
事	務				
局	長				
都	市				
建	設				
課	長				
補	佐				
都	市				
建	設				
課	主				
査					

平成17年12月8日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成17年鹿島市議会12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
8	4 水 頭 喜 弘	1. 消防法の一部改正について (1) 消防法の一部改正に伴い火災警報器を来年6月1日より新築時に設置し、既存住宅は来年6月1日より平成23年5月31日までに設置するように義務付けられています。 ① 在宅の一人暮らし高齢者及び在宅重度身体障害者等の家庭で緊急通報装置に直接感知装置からシグナル通信できるシステムを導入し、給付できないか。 2. 教育行政 (1) 「幼保小」連携プログラムについて 3. 行財政改革 (1) 「事業仕分け」について (2) 職員の意識改革について (3) 若者定住率について 4. 情報開示について
9	9 森 田 峰 敏	1. 長崎本線存続と地域振興策 2. 市の工事発注について
10	16 谷 口 良 隆	1. 検証 さくら通りポケットパーク事業 (1) 議会審査提出資料の限界と情報公開 (2) 事業内容の疑問点を質す 2. 桑原市長の5選出馬の意向について

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

順次質問を許します。まず、4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

おはようございます。4番水頭喜弘でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問の内容ですけど、項目ですけど、4点にわたって質問をさせていただきます。

第1が、消防法の一部改正について。消防法の一部改正に伴い火災警報器を来年6月1日より新築時に設置し、既存住宅は来年6月1日より平成23年5月30日までに設置するよう義務づけられております。そして、その小さくわたって、在宅のひとり暮らし高齢者及び在宅重度身体障害者等の家庭で緊急通報装置に直接感知装置からシグナル通信できるシステムを導入し、給付できないか。これ第1点です。

第2点目が、教育行政。その1、幼保小連携プログラムについて。

3番目が、行財政改革。1、事業仕分けについて。2、職員の意識改革について。3、若者定住率についてです。

それから、4番が情報開示について。この4点にわたって質問をいたします。

最初に、消防法の改正について。

住宅火災による死者数が今年急増しております。総務省消防庁のまとめでは、1月から6月までの半年間で705人が亡くなったと。前年同期比で80人増ということで報告がされています。住宅火災の統計をとり始めた1979年以来、最も早いペースで、このままでは年間1,100人を突破するおそれもあると、同予防課では言われております。

火災による死者数の約9割を占める住宅火災での死者数は近年増加傾向にあり、2003年には1,047人と、17年ぶりに1,000人を超え、2004年も1,038人を記録いたしました。その半数以上は65歳以上の高齢者であり、夜間の就寝中で気づかず、逃げおくれが死亡原因になっているのが約6割と最も多い。こうした現状を打開するため、昨年消防法が改正され、一戸建て住宅や小規模集合住宅にも火災報知器の設置が義務づけられました。新築住宅は2006年6月1日から適用されますが、罰則はないが、建築基準法施行令の改正により、新築時の確認検査などで警報器がついていなければ不適合と判断されます。

一方、既存住宅は市町村ごとに条例を改め、11年までに義務づけられる計画で、既に約6割の自治体で条例が改正されており、最も早い千葉県我孫子市では2007年から既存住宅にも適用する。総務省消防庁の統計によると、火災100件当たりの死者数は警報器の設置なしの住宅が6.7人だったのに対し、設置済みの住宅は2.1人とどまっており、警報器設置が死者数を3分の1以下に低減させる効果が確認されております。生死を分ける安全装置とも言える火災警報器の設置の普及が喫緊の課題となっておりますが、このことについてお考えをお伺いいたします。

次に、教育行政ですけど、幼保小連携プログラムについて。

教育現場では児童に基本的な生活習慣が身につけていなかったり、幼稚・保育園と小学校との違いに順応できず、授業に集中できない子供がふえるなどの課題が指摘されていました。そこで、「佐賀市教委は、子どもが幼稚園や保育園から小学校へスムーズに移行できるように、就学直前と入学直後の接続期に連続性を持たせる教育プログラムを作成した。12月から市内の保育園、幼稚園で、来年4月から小学校で実施を始める」「プログラムは2段階で、現場教師や保育士らで研究チームをつくり、開発した」「就学直前の「プレスタディ」は年長クラスの12月から3月に実施する。さまざまな遊びを通して「学びの芽」を育て、言葉や数の基本的な学習、生活習慣を意識させる内容で、月別にしている。小学校入学の4月から5月末までの「ソフトプログラム」は、幼稚園・保育園の遊びの要素を取り入れたほか、生活習慣を確立させる時期として学習内容だけでなく生活習慣の指導も授業に盛り込んだ」「これまで教師個々のノウハウだった子どもの集中させ方、トイレのしつけなどもマニュアル化した。連続性を持たせることで、集団行動や落ち着き、コミュニケーション能力を向上させ、基本ルールの理解を深める狙い。児童が先生の話をお聞きせず席を立てて歩き回るなど、授業が成り立たない「小1プロブレム（問題）」の対策にもつながっているとみている」。これは11月13日付の新聞記事で紹介されていました。佐賀市教育委員会では現在取り組んでおられますこのことについて、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

それから、行財政改革について。

事業仕分けについて。

国債残高は今年度末約538兆円に達する見込みであり、国民1人当たり5,000千円もの債務を負う計算になります。これまで小泉内閣は、財政を健全化させるために歳出の削減に取り組む、5年前と比べると公共事業は20%、政府開発援助は25%減となり、一般歳出全体を見れば、社会保障関係費を除いて14%の減少となっております。しかし、高齢化の影響は大きく、社会保障費は5年前と比べて22%も伸びています。今後、高齢化に対応するため、歳入、税制の改革は避けて通れない。その大前提は、行政の徹底した効率化である。事業仕分けは民間の専門家による視点を導入して、徹底した論議を行うため、行政担当者の意識改革にもつながり、関係者の納得の上で歳出削減を実現しようとする点も評価されており、国、県でも行われておりますが、鹿島版の事業評価委員会をつくって、その中で、厳しい財政の中で何が必要か、どこを重点事業としていくのか仕分け、費用対効果を検証する仕組みもつくるべきだと思います。

本市は合併しなくて独立していくことで、平成18年度から5年間を次のステップへの基礎づくりとする行財政改革大綱、いわゆる財政基盤強化計画を策定し、さらなる行革を取り組み、市民の負託にこたえていく行財政運営を行っていかれると思いますが、市長は演告の中で、「行財政改革では財政引き締めで先行き暗く不安な状況ではありますが、総合計画においては少し夢のあるものを描き、財政の重点配備等考慮しながら、今後の鹿島市運営を図つ

てまいります」と述べられておられますが、行財政改革に向けた所信をお聞かせください。

次に、情報開示について。

信頼される行政を構築していくためには、説明責任を積極的に果たしていくことが重要であります。10月6日の新聞紙上で見ましたが、この新聞記事によりますと、鹿島市が「公開すべき情報を黒塗りで非開示」ということで見出しで載ってありましたので、その中で一変して開示されたが、これはどういう理由なのか、全協では説明がありました。再度お尋ねいたします。

新聞報道によりますと、「鹿島市は情報公開条例に基づいて市民が請求した約18,000千円の公園整備工事の設計書で、公開すべき資材単価などの個所を黒塗りで非公開にしていた。市民が4日に異議申し立てを行い、市は翌5日に方針を改めた。同市は一部非公開の理由を「県が作成した単価表などを用いた設計の積み上げで、県が公開していない情報を公開すると県との信頼関係を損なう」と市民に回答していた。県は同様の請求がなく、県建設・技術課は4日、報道機関の取材を受けて初めて検討し、単価を「非開示にする理由がなく、情報公開に基づく請求があれば、公開する」との認識を示した。市の説明によると、県の出先機関と協議し、単価表は公表しないとしている県作成の公表要領をもとに非開示を決定。市は県の「(通常)公表しない」を「請求があっても公開できない」と推測で判断したという」。桑原市長は、「県の見解が正式に示されたので、それに準ずる。市の確認不足は認めざるを得ない。請求者におわびしたい」と陳謝。その上で、県の当初の回答に不満を示した。これに対し、「知る権利」などの著書がある斎藤文男九大名誉教授は、「県への確認が不十分で、憶測に基づく判断。公開は市が判断するもので、県の説明が不十分というのは責任のなすりつけ」と批判。全国市民オンブズマン連絡協議会事務局の新海弁護士も、「市が判断することなのに、県の姿勢で右往左往する条例の運用自体おかしい」と話している。

こういうふうの記事が載せられていましたので、この情報開示に対して、今回質問をさせていただきます。識者からこのようにありますが、これに対する見解があれば、お知らせください。

以上で1回目の質問を終わります。あとは一問一答でお願いします。

**○議長（小池幸照君）**

井手保険健康課長。

**○保険健康課長（井手譲二君）**

水頭議員の質問にお答えをいたします。

消防法の一部改正に伴い、在宅のひとり暮らし高齢者の家庭で、緊急通報装置に直接感知装置からシグナル通信できるシステムを導入し、給付できないかということですが、現在鹿島市では、在宅で援護を必要とするひとり暮らしの高齢者等に対して、緊急通報ネットシステムを導入した事業に取り組んでおります。

この制度と流れを紹介いたしますと、この制度は在宅で65歳以上のひとり暮らし高齢者及びこれに準ずる者、並びにひとり暮らしの身体障害者及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者等を対象といたしているもので、この設置を希望される方はあらかじめ隣近所3名の協力者を決めていただき、民生委員を通じての申請となります。このシステム機器は、設置者の自宅にあります電話に本体を直接接続し、ペンダントを首から提げておくものであります。ひとり暮らしの高齢者が緊急のときには、この本体かペンダントかのどちらかのボタンを押すと、受信者3名に通報することになります。1番目の受信者の電話のベルが鳴り、10回程度鳴って、話し中とか留守で受信されない場合は2番目の受信者の方に、さらには3番目へ受信され、受信されるまでこれが繰り返されることとなります。受信された場合は「緊急通報、緊急通報、こちらは63-2120番です。すぐ来てください」という合成音の通報メッセージが流れます。受信者は直ちに発信先へ行って安否の確認をすることとしており、緊急の場合は病院、それから身内、民生委員等に連絡していただくようにいたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

私の方からは、水頭議員の御質問の中の、先ほど答弁がございましたが、消防法改正に伴います在宅の重度障害者に対する対策についてお答え申し上げます。

先ほど保険健康課長から答弁がございましたことと若干重なる部分がございますが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対しては緊急通報ネットシステム設置運営要綱というのがございまして、この部分に平成15年度から、先ほど御紹介ございましたが、ひとり暮らしの身体障害者及びこれに準ずる世帯までということで対象を拡大し、そして実施を行っているところでございます。

また、この事業とは別に、障害者の方には日常生活用具の給付事業というのがございまして、この事業につきましては、障害者の方の日常生活をより便利にさせていただくための各種日常生活用具の給付を目的に制度化されたものでございまして、県と市それぞれが2分の1を負担いたします。具体的に申し上げますと、例えば盲人用の時計であるとか、たん吸引器、入浴の補助用具、あるいは点字図書、そういうものがございまして、年間20件程度の申請がございまして、これに対して給付を行っております。

また、この事業の中では、火災報知器、自動消火器、こういうものも対象になりまして、条件がございまして、身障手帳の2級以上の方、または療育手帳のAの所持をしておられる方で、しかも火災発見の感知または避難が著しく困難であるおひとり暮らしの世帯及びまたはこれに準ずる世帯ということで規定がされております。この分で、それぞれに、ただ上限がございまして、火災報知器につきましては15,500円まで、自動消火器につきましては30,900

円までということとなっております。この部分については、現時点ではこれらの申請はあっておりません。ただ、先ほど御紹介いただきました消防法の一部改正に伴いまして、これらの申請が出されるものということで思っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

中橋教育次長。

**○教育次長（中橋孝司郎君）**

私の方からは、水頭議員の幼保小連携プログラムについてということでお答えをしたいと思えます。

先ほど議員の方から、佐賀市の取り組み状況を御説明いただきました。このことは新聞の方にも掲載されたりして御存じのとおりと思えますけれども、現在、今学校の方での状況というのが、何でこの取り組みが動き出したかということですが、基本的には小学校1年生に入学をしたときに、子供たちがそれを境に自覚が芽生えて、学校生活が送れるように自然的になるという状況ではございません。そこで、今日特に言われていますように、家庭教育、特に核家族化が進む中での家庭教育が非常に低下をしているというふうなことも含めて、現在小学校の1年生あたりで症状的に出てきているのが、子供たちがなかなか我慢ができない、自己中心的な動きが。また落ちついて話が聞けないとか、友達とうまくかかわれない。好き嫌が多い。身の処理能力が非常に低いというふうな、そういう状況が子供たちに見られているようでございます。そこで今回、幼稚園、保育園から小学校へのつながりをつけるためにということで、この一元化の問題が上がってきているところでございます。

それで、佐賀市の取り組みもございませけれども、鹿島市の方でも平成16年度から鹿島市連絡協議会を、実施要綱をつくりまして、幼稚園、保育園と小学校の連絡調整を行ってきております。それで、具体的には各学校でこの取り組みをされていまして、多いところでは年に11回、それから2回から3回というふうになりますが、各小学校での入学前の1日の体験をやるとか、それから園児、児童の様子に係る情報の交換をする。それから、学校長や園長、所長などが定期的に連絡会を開く。それから、総合的な学習の時間あたりに幼児を招待しながら交流を行う。また、運動会等にも御案内をすとかですね。それから、幼稚園、保育園の職員の皆さんが小学校の授業を参観に来る。また逆に、小学校の先生が保育園に授業参観に行くというような取り組みが実際なされています。これを具体的に今度17年度、来年の2月に、市全体として具体的にこれをどう進めていくかという会議を持つように、現在計画をしているところでございます。

**○議長（小池幸照君）**

唐島総務部長。

**○総務部長（唐島 稔君）**



3点目、行財政改革について、事業評価委員会をつくってはという御質問でございます。

民間のシンクタンクがつい最近提唱しております事業仕分けにつきましては、最終的にはこのやり方で地域の活性化を目指すとする考え方でございます。こういった系統立ったやり方ではございませんが、鹿島市においても同じような考え方で事業の取捨選択をしております。

まず、第1段階といたしまして、実施計画において、次の段階といたしまして予算の各課事情聴取におけます段階でございます。そして、3点目の段階が、庁議において、事業の必要性、優先度、それから地元の意向、財源の手当てなどを検討いたしております。この提唱されております事業仕分けについては、まだ取り組み団体もほんの少数のようでありまして、国県の動向など、それからその評価など、まだしばらくは十分に見きわめる必要があると考えております。大きくシステム化をしなくても、対応できるものにつきましては今のやり方でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

北村総務課長。

**○総務課長（北村和博君）**

私の方からは、4点目の御質問であります情報開示についてお答えをいたします。

鹿島市情報公開条例の目的といたしましては、市民の知る権利を保障し、市政運営の公開性の向上と、市民の市政参加の促進ということがございます。また、市が市民に説明する責任を負うこと、また市民の理解と信頼を深めることによって、公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的としている条例でございます。

鹿島市の情報公開条例の基本性といたしましては、原則公表、もしくは開示を基本といたしております。公表、開示の可否につきましては、鹿島市が主体的に決定することにいたしております。その中で、不開示情報がございます。個人に関する情報、法人や団体の権利や利益を害する情報。また、そのほかには国や県の事務事業に関する情報で、今後の事務事業の適正な遂行に重大な影響を及ぼすおそれがある情報。また、国とか県との協力関係、または信頼関係を損なうと認められる情報につきましては、不開示情報といたしておるものでございます。

水頭議員御指摘のポケットパークの経緯を私の方から御説明いたしますけど、ポケットパークの工事設計書につきましては、県が作成いたしました単価表を用いて、鹿島市の担当者が積算をいたしております。これを開示することは、先ほど申し上げました不開示情報、県との協力関係、今後の信頼関係を損なうものとして、これまで不開示情報といたしてまいりました。このことから県との協議を行いながら対応をしてきたところでございますが、県の担当者は、これまで工事設計書等の開示請求はあっていないが、将来的には開示請求があ

れば開示をする方向になるだろうという担当者の見解があっておりました。そういうことから、鹿島市におきましては、先ほども申しあげました不開示情報として、鹿島市では今の段階では県が開示をしていないものであるから、鹿島市においても開示をできないだろうということで理解をしていたものでございます。

10月4日に、佐賀県がこの開示につきまして見解を出しております。佐賀県においてはこれまで工事設計書の開示請求はあっていないので、開示についての検討をしたことがなく、今回県は初めて検討を行い、開示請求があれば全面開示をするということで、10月4日に決定がなされたものでございます。この県の方針変更を受けまして、鹿島市におきましても今後は開示をしていくということで変更を行ったものでございます。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

この情報開示の新聞記事をわざわざ読んでいただきましたが、これ全協で説明しましたように、市がちゃんと判断しているんです。新聞は一部だけ聞いてああいうことを言っておられると思いますが、結局、県の情報を我々は使っていると。よろしゅうございますか。県の情報を使っていると。県が開示していないものはやっぱり市も開示できないと、こういうふうに判断したということですから、それは市が独自に判断したんです。ようやくその後、さつき課長から説明しましたように、県は開示をしていないという現実もわかりましたし、開示を県がすると決められましたので、県の情報は県が主体的に開示するかしないか決められるわけで、そのことをされましたので、そのネックはとれたということで、市も開示をするように決定したと、そういうことでございますので、何らこれに対して、いろいろ言われることはないというふうに思っております。

それから、きょう御質問全体が教育行政とか、あるいは子育て、行政改革、情報開示、透明度、こういうことでありますが、これ恐らく水頭議員も、議員諸兄も読んでおられると思いますが、日経新聞から、西暦2005年の全国の優良都市ランキング、ここに、大きく分ければ行政サービス度と行政革新度、これでランクをしてあります。行政サービス度には子育て環境、高齢者福祉、それからきょう御質問の教育、それから公共料金が高いか安い、それから住宅インフラ、整備されているかどうか、この分野で、行政サービス度からいけば、鹿島は佐賀県内では、佐賀市、鳥栖市に次いで3番目です。いい方からですよ。それから、行政革新度、これは透明度——この情報開示等も含まれます。それから活性化度、効率化、それから住民参加度、それから利便性、こういうのを言っても、これは佐賀市、それから伊万里市に次いで、これも鹿島市は県内の市では3番目、いい方から3番目なんです。

結局、議会は足らざるところをもっと頑張れと御指摘をいただくというのは、議会のやっぱり一つのありようですので、それはそれとして、ただ、客観的には、それから全体として

は、こういう日経新聞という権威ある新聞社がランクをつけて、いずれも行政サービス度、行政革新度においても県内では3位というランクをしてあるということも議員の皆さんにも知っておいていただきたいし、また市民の皆さんにもこのことは、全体的に見れば鹿島市はそういう位置づけにあるんだということをわかっておいてほしいというふうに思うわけであります。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

じゃあ、消防法のあれから進んでいきたいと思います。

前後しますが、この消防法の一部改正のことにに関してですけれども、この件に関して、今言ったとおり、火災警報器の設置の普及が喫緊の課題となっておりますが、これは市民の皆さんにどう知らせて、またお聞かせしていくのか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

消防法の一部改正に伴いまして、火災警報器が設置をしなければならないということになっております。火災予防条例につきましては、杵藤地区広域市町村圏組合で条例を制定いたしております。今回この消防法の一部改正に伴いまして条例の一部改正を行いまして、ことしの8月31日に公布をいたしておるものでございます。新築住宅は、先ほど水頭議員が申されましたように18年6月1日から施行ということ。また、既存の住宅につきましては、これは佐賀県消防協会の申し合わせ事項によりまして、5年後の平成23年5月31日までに設置すればよいということになっております。

周知方法でございます。現在、杵藤地区消防本部のホームページでも掲載をいたしておりますし、また、広域だよりでも1月号に市報で地域住民の皆様にお知らせをするということにいたしております。また、消防本部では、今月の13日に各市町村の住宅担当者を集めまして、説明会を開催するようにいたしておりますし、また、鹿島市におきましても、鹿島市の市報で住民にこの旨の法の改正、法の趣旨等をお知らせしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

市報等で、またホームページ等で知らせていくということで、わかりました。

これが、いよいよ新築または既存住宅に、これは義務づけられているということだけでも、特にさっき申しましたこの新築住宅に対しては、これは当然検査の段階でという

ことであります。これを警報器が普及してどんどんこれが市報等に載せられて、やっぱり市民の皆さんもこれはつけなきゃいけないと、普及していった場合に、当然、以前も消火器なんかでいろいろあったと思うんですけれども、訪問販売、これがどうしても、要するに普及に伴い予想されますが、悪質な訪問販売等もこれは予想されると思われるわけです。これに対するの対応をお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

お答えいたしますけど、今回の家庭用の火災警報器のことでございますけど、まず交流電源方式と電池方式がございます、その火災のお知らせも、警報のみのお知らせと、そして音声つき警報音の2種類がございます。価格は6千円から12千円程度となりまして、業者に頼まず、自分で簡単に設置することができる品物でございます。訪問販売につきましても当然予想されますので、このことにつきましても市報等で十分注意を呼びかけていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

そこで、ほかのところでお話を聞いたあれでは、これを登録制にして、認定書を発行するということもあるわけですよ。もしもそういうところになったときは、そういうお考えはないのかお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

私の勉強不足かわかりませんが、その今申されました登録制とか認定制とか、私、今情報をつかんでおりませんので、もしよければ、どういうものであるか教えていただきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

このことは多久市の方でお聞きしましたので、また詳しいことは、こういうちょろっとしたお話を聞いただけです、再度またあれします。多久市の方で聞いたんですよ。

次に、この高齢者の件で、緊急通報ネットシステムですか、これが今現在説明をいただきました。3人の受信者がA、B、Cおられて、そこでAが出ない場合にはB、Bが出ない場合にはCと、こういうふうにして、それからまたAに戻るといふ、こういうふうにして、こ

のネットシステムに関しては、ここに課長の方から資料もいただいております。説明もしていただきました。これがさっき紹介した、いろいろ鹿島市で高齢者とかなんとかに、重度の在宅の身障者に対してのいろいろ手厚い保護をやっているということはお聞きしましたが、実はこの火災警報器と連動して、これがひとり暮らしの安全を守るためにやっているところがあるわけですよ。というのは、ここで紹介しながら進めていきたいと思います。

愛知県の春日井市というところがしているんですけど、取り組んでいるのが、ひとり暮らしの高齢者を対象に、火災の発生を自動感知し、警報器が鳴るだけでなく、市消防本部に通報する火災警報器の給付を進めていますと。同市では、ひとり暮らし高齢者の世帯で火災や急病が発生した場合、24時間いつでも消防本部に通報できる緊急通報システムを整備しています。今回の火災警報器はこのシステムを活用し、設置されるもので、火災を感知したシグナルを同システムが受信し、消防本部に通報するという仕組みになっているんですよ。その前に、これは火災警報器が新型というのですかね、趣旨としては、今のあるとはもう連動しないわけですね。連動するような火災警報器があり、それをつけて、それから作動するということになっています。

鹿島市の場合に、この緊急通報ネットシステムですか、これが例えば今のシステムからいって、もう少しこれが例えば、ここに多久市の場合に、この緊急通報システムが採用されているのは、実は緊急通報システムの中に二つのボタンがあって、この一つが、赤いボタンが緊急の場合に消防署に通じると。そして、もう一つの緑のボタンというのがあるって、このボタンを押せば相談用ということで、二つのボタンがついているわけですね。これを今、何かいろいろ、例えば緊急の場合には真っすぐ消防署に、そしてもう一つのボタンを、相談用を押せば、実はその委託された相談所の方に通じるようになっているわけですね。何でもかといったら、これは相談用の場合には心のケアとか、いろいろお年寄りの悩みとかそういうものを聞いていただくということで実は委託されて、委託された特養の施設がこれにつながるようになって、24時間体制で心のケアを行うという、そういうシステムになっているわけでございます。

もちろんこれは委託料としては、何か年間 600千円で契約をされているということでお聞きしました。そういうことで、鹿島市のこの緊急通報ネットシステムと、これは大分の差があるんじゃないかと思います。そういうことで、この緊急を要する場合に、お年寄りの生命ですか、これは本当に尊重し、大事なものじゃないかと思いますので、再度この件に関していろいろ何かありましたら、よろしくお願いします。

**○議長（小池幸照君）**

井手保険健康課長。

**○保険健康課長（井手譲二君）**

ただいま緊急通報システムにつきましては、いろいろ機種を紹介されたところであります

が、うちで取り扱っておりますこの緊急通報システムにつきましては、高齢者福祉施策の一環として取り組んでいるもので、日常生活の不安を和らげ、日ごろから隣近所の方が見守り活動をすることで、高齢者が安心して生活が送れることを目的といたしております。新たなシステムの導入につきましては、財政的なこともありますので、現状のシステムで対応したいと思っております。

それから、現在のシステムの負担等でありますけど、このシステムにつきましては、本体とこのペンダントの使用料につきましては、NTTからのリースで1台当たり400円で、市で負担を行っております。設置者につきましては、電話代が自己負担となるものでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

わかりました。じゃあ、逆に戻ると言うんですけども、この鹿島市の高齢者の単独世帯の数、またはこの緊急通報ネットシステムが、この事業の中で加入世帯と利用の回数、わかればお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

現在ひとり暮らしの高齢者でございますが、1,095世帯あります。それから、夫婦のみの高齢者世帯ですが、これが906世帯であります。

このシステムの設置状況であります。高齢者並びに身体障害者に対して貸与しておりますが、現在合わせて276台でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

わかりました。いろいろ周辺の研究をしていくのは必要じゃないかと思っておりますので、ぜひこの点も、こういうのが進んでいって、当然高齢化になっていき、結局はお年寄りの方がふえてくると思うわけですよ。そういう中で、やっぱり緊急にもうすぐ対応できるような、そういうものがどんどん今から機器もふえてくると思っておりますので、ぜひ対応のほど、検討のほど、よろしく願います。

次に、教育行政に移っていきたいと思えます。

今、鹿島市でも入学児に対してのいろいろな取り組みですかね、それから、今紹介された鹿島市の連絡協議会をつくっていると。その中でいろいろと、年に11回から、または2回

3回、入学前は1日体験もされているということでお聞きいたしました。

佐賀市がこのように取り組んでおられるということは、全国で初めての取り組みだそうです。これで、今、きょうも電話しました。「研究段階ですか」って言ったら、「いや、もうとにかくまず指導しました」と、そういうことで、何とかこれを広めていくような決意でおりますというごたっ感じで言われました。そういうことで、何といても一番大事なのはやっぱり未来の宝、子供にとって一番いいものをということ、これ相当研究に研究を重ねられて、このようにしてこれが作成され、またその実践に向けて取り組まれていると思います。この資料あたりは教育長にもちゃんと上げておりますので、教育長も読まれたんじゃないかと思えます。そういうことで、佐賀市のこの取り組みに対して、教育長のお考えをお聞かせください。

**○議長（小池幸照君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

佐賀市の取り組みについてどのように受けとめているかということでしょうけれども、この佐賀市の例は、2段階のプログラムになっておりますね。しかも、この12月から実施スタートということで、今おっしゃったように全国的にも大変先駆的な取り組みで、私自身関心を持って注目をしているというところでもあります。

先ほど次長の方から申し上げましたように、今子供たちに一番欠けていると言われるのが我慢強さと言われます。その上で、人の話を聞くとか、あるいは友達とのかかわり、こういったものが非常に欠如をしているということで、これは鹿島市もそうでありますけれども、やはり現代社会の象徴的な課題というふうに思っております。言葉は悪いですが、やはり幾らかこの佐賀市の取り組みを盗めるものは大いに参考として、当市流の方向性というものは探っていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

4番水頭喜弘君。

**○4番（水頭喜弘君）**

佐賀市が実際取り組みをなされていますので、ぜひこれも参考にされながら、教育の方をよろしく願いいたします。

次に、この行財政改革についてですね。さっき、確かに国、県は始めているけれども、なかなかこれは全国でも余り、8県ぐらいやったですかね、4県、何か今進んでいるという、始まった段階でございます。部長は、国県の動向を見守るということで答弁をいただきました。

これで、実は鹿島市の財政基盤強化計画について若干質問をしていきたいと思うんですけ

れども、ここの中に財政効果、削減効果等ということで、庁内成案ということをお願いしております。その中で、検討班の中に収入増検討班という項目がありますけれども、その中に、徴収率向上、新たな財源の確保ということで取り組まれて、これが載っていますけれども、この各種収納率の向上についてということで若干お尋ねいたします。

自主財源確保は、健全な財政運営を行う上で最も基本であります。受益と負担の公平、公正の観点から、市税を初めとする各種税・料の収納率向上について、個別的きめ細かい対応が必要とされます。昨年度の取り組みの内容と成果、課題について明らかにしてください。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

ただいまの御質問、全くお伺いしておりませんで、準備をできておりません。ここに手持ちの資料がございません。暫時休憩をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩をいたします。11時5分に再開をいたしたいと思っております。

午前10時57分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

4番議員の質問に対する当局の答弁を求めます。北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

それでは、水頭議員の御質問の、税の収入の課題と成果ということでの御質問だと思っておりますので、お答えをしたいと思います。

まず、税行政につきましては、これまでも幾度となく申し上げてきていますように、我々のモットーというのは適正な課税、それから公平な徴収というのをモットーとして、税行政に取り組んでおります。

それで、今の税行政の課題というのは、徴収率のアップをどのようにして図っていくかということが最大の課題ではないかなというふうにとらえておるところです。しかし、この徴収率のアップにつきましては、これまでも申し上げてきましたように、これをすれば徴収率が3%も4%も一気に上がるというものではないというふうに思っております。どうしても地道に滞納者の方々とかかると面接をしながら、御理解を得ながらやっていくと。どうしても御理解が得られない場合については、先ほど申しました公平な徴収という観点から、税法にのっとった差し押さえ、それからそれに基づく換価等の滞納処分を行っていく以外にはないというふうに思っております。

以上です。



○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

わかりました。地道に話して努力していくということですが、今回私たち福島県の矢祭町を訪問いたしました。その中で、やっぱりどこでもこの税については大分取り組みが、今課長答弁されたとおりであるんですけど、この徴収員の方が町づくりのことやこれからの町のこと、いろいろなことを話を相当されて、その中でやっぱり滞納しておられる方々に少しでも納付の計画を立てていかれ、地道に頑張られて、この納入率が上がったという、そういうもので、いろいろやっぱりあそこは合併しなくて、そしてもう町長さんが直接お話をされるのを聞いて、すさまじいものを感じたわけですよ。だから、そういう面で、合併をしなくても、とにかく全力で取り組んでいくという姿勢をしたときに、僕は少しでもという納入計画を立てても、やっぱり徴収率が上がったというものをお聞きしたもので、今回ここに上げた次第でございました。そういうことで、よろしく願います。

それから、もう一点ですけれども、広報紙の発行の回数の減ということで、ここの中に市報を現在月に2回発行の「広報かしま」を月1回発行にということで、ここに計画をされておられると思うんですけども、現在、広報紙は新聞折り込みになっていると思います。他市の旧7市の状況は、どのようにしてなっているのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

突然の話で、これもよくはっきりと、私の記憶の範囲内でお答えをいたしますけれども、佐賀市あたりが宅配制度をとって、あと鹿島市が新聞折り込みですね。その他は市あたりの嘱託員さん、いわゆる区長さんあたりの配布等をお願いしているという状況だと記憶しております。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

たまたま資料を持っておりますので、この件については、経費節減の班で担当いたしましたので、その資料でお答えしたいと思います。

他市の発行状況ですが、月に2回というのが佐賀市、鳥栖市、伊万里市、それから月1回が唐津、多久、武雄というふうになっています。これが今後見直しをされる計画があるところもあるようです。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

先ほど税の収納のことについて、矢祭町の事例を申し上げられましたので、若干私の方からも現状についてお答えをしたいと思いますけれども、議員申されますように、収納計画については我々も滞納者の方と何度となく面接をしながら、今後の収納、税の納付計画については、もう当然そういうふうなものについては提出をしたり、我々の方と相談をしながら、これまでも今もやっております。ただ、それを残念ながら収納計画を立てていただいた中で、10分の1もそのとおりに実行をしていただく上では、いい方だなというふうに思っております。ということで、地道に今後とも収納計画を立てても、なかなか実行されない方がいらっしゃると思いますので、そういう方々については、今後は滞納処分等々をやりながらやっていく以外にないというふうなことを思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

月に2回から1回へということで、他市の状況も唐津、武雄、多久ですか、これは月に1回ということで今説明をいただきました。これはほかのところも区長さんたちとかにお願いして、手配りでやられているということをお聞きしていますけれども、月に1回ぐらいになったら、新聞折り込みじゃなくても、区長さんあたりというですか、囑託員さんをお願いできないですかね。やっぱりこのまま新聞に折り込んでいかれるんですか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

この件につきましても何度となくお答えをしておるかと思っておりますけれども、市報はその内容におきまして、市民の方々への周知、通知を兼ねておりますので、その通知が区長さんたちにお頼みした場合に、どうしても遅くなるということが考えられます。そういったために、現在新聞折り込みをしておりますので、これは今後も一応続けていきたいというふうに考えています。

ただ、その2回から1回に減らすことで、減らすという方向についてはそのようにやっていきたいと思っておりますけれども、このやり方、月の後半の部分の通知あたり、ここのやり方についてどうするか。ここらあたりはもう少し詰めが必要かと思っております。行財政調査委員会の答申におきましても、2回から1回に減らされることについてはやむを得ないと。ただ、内容を充実していただきたいとか、こういった意見が出ておりますので、もう少しここは詰めの部分が必要かと思っております。

それから、ぜひお願いでございますが、もう少し、これこれの資料を用意しておくように

ということであるならば、こちら側としても丁寧で十分な御説明と考え方が申し述べる事ができると思います。ぜひそうお願いをいたしたいと思いますので、前もってこれこれの資料が欲しいということで用意しておくようにということであれば、それをぜひお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

ずっと新聞折り込みでいろいろいかれるということで、普通のところも何か支障がやっぱりほかのところはあっているんでしょうかね。

次は職員の意識改革についてお尋ねしますけれども、協働の視点から、市民と行政は対等であり、良質なパートナーシップが確保されなければならないと考えています。そのためには、双方の研さん、努力が必要であり、現実的には従来の行政手法から、新たな参画、協働の時代に対応できる行政マンの意識改革が優先されると考えます。この取り組みについて、どのように意識改革についてお考えなのか、お伺いします。そのために、実は人事評価制度の導入とか、例えば意識改革のための研修の強化などは考えておられるのか。

○議長（小池幸照君）

しばらくお待ちください。

午前11時16分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（小池幸照君）

再開をいたします。

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

遅くなりまして申しわけありませんでした。

まず、職員の意識改革でございますけれども、鹿島市役所の職員の公務の意識といたしましては、まず公共の利益、公共の福祉、この実現が根本でなければならないと思っております。このためには、公平、中立であることを基本に、幅広い識見を持つことが必要であると思っております。しかしながら、近年、市民の市役所職員を見る目は厳しいものになってきております。市民が行政に求める役割が変化しておりまして、行政のむだとか非効率、これに対する批判も強くなっております。その一方で、これだけ職員数が減ってきますと、必然的に職務の遂行能力の向上が求められることとなっております。そこで、こういったことを認識いたしまして、同時にまた公務の意識のもとに、毎年、政策課題、専門実務、接遇、倫理、各研修の実施に加えまして、希望する職員は自分の好きな自主研修を計画することなど

で、職員意識の向上を図っております。

研修が大事であることは言うまでもございませんが、日常の業務を遂行しながら物を考えると、こういった習慣づけも大事かと思っております。研修にまさるとも劣らない大切なことだと思っております。これは自分のことも含めて言っておりますが、この仕事のやり方はこれでよいのかどうか、正しいやり方かどうか、ほかにもっとよい方法があるのではないかと。それと、国県の指示とか考え方、これは本当にそうなのかなどを日常的に自然と考える習慣でございます。このことを日常業務を通じて職員に伝えていくのも、我々部課長の仕事と思っております。そういったことで、自分も含めまして、資質の向上に努めていきたいと思っております。

それから、人事評価の件でございますが、鹿島市におきましては、職員の勤務評定の規定に基づきまして、昇給に際し一定の評価の実施はいたしておりますが、厳格なものとはなっておりません。今回、国では新たに人事評価システムの第1ステップを、本省の課長級と課長補佐級に18年の1月1日から施行することといたしております。昇給につきましては、当面、現行の省庁の昇給手続を明確化するという事などで対応することとしております。市においては、国とか他の団体の状況を見ながら考慮していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

時間ももうあと何分かになってきましたので、質問があとほかの方もあります。わかりました。主体性、自主性を備えて、改革意識を持った職員の養成を図り、職員全体の意識の高揚は必要ではないかと思っておりますので、これからもどうかよろしく願いいたします。

若者の定住率について、3番目ですけれども、これは以前も、前回も若者の定着率については質問させていただきました。就業の受け皿づくりが一番大事と思うんですけれども、現在の企業誘致活動はどのようにしてされているのか、まずそれからお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えをいたします。

現在の企業誘致はどのようなふうに行っているかということでございますけれども、現在、まず県の方のパンフレットとか県のホームページに、一応うちの方の情報を載せております。

それから、一つは谷田工場団地のパンフレット、これをつくりまして、配布をいたしております。それから、あとはいろいろな情報ございまして、その情報を一つ一つやはり当たってみるといふようなことで、何かつかめないかということで、そういうふうな方向で、現

在は企業の誘致の方向をいたしております。

それから、もう一つでございますけれども、今回佐賀県の企業特区、この制度が本年4月から制定されておりますけれども、本市におきましても12月の議会にお願いをいたしまして、この企業特区に指定を受けながら、やはり県と連携しながら、企業の誘致を有利に進めたいということで、こういうものを1月ぐらいからになるかもわかりませんが、これも進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

わかりました。

これが、僕も以前ですか、課長の答弁の中で、会社四季報ですかね、これを利用しながら結局ダイレクトメールで全国に送っていますということで、それで前回はとにかく鹿島出身者とか、いろいろそういう縁の深い人を訪問しながらやっていってはどうかということで質問をいたしました。それで、これも今度矢祭町に訪問したとき、大きいびっくりするような会社がいるわけですよ。これは国内最大手の空気圧縮機メーカーの工場です。750人が働いておられ、2011年には従業員が2,000人を超す県内最大級の新工場を稼働させる予定で、5億円以上の税収と雇用や定住人口の増加が見込まれるということで、そういうものもありました。あそこは高速道路から1時間以上離れたところの、ごらんとおりもう山というのですか、山つきというのですかね、そういう高速道路から縁遠いようなところの中で、こういうものも実際行われているわけです。そういうことで、どうかこれから若者が生きがいを持って住みやすくなる就業の場の確保が一番大事じゃないかと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

もう何せ時間がないようですので、最後、この情報開示についてですね。

先ほどいろいろ市長の方からも答弁をいただいて、鹿島市には優良な都市ランキングで県内第3位ということで、いろいろな面にわたってやっているということで言われました。最後に、ここの情報開示の件で1点だけお聞きします。今、課長の方から答弁された中で、僕もこの設計書等を見せてもらいました。その中で、設計の単価、そして見積価格の採用が多く、その中で木製品について3社からの見積もりをとっておられるわけです。不二コンクリートと三田川コンクリートの2社は聞いています。ところが、吉岡トレーディングですかね、というのは初めて聞きましたので、この会社概要というのはどういう会社ですか。それをお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

**○商工観光課長（福岡俊剛君）**

水頭議員の質問にお答えを申し上げます。

先ほどの質問は、吉岡トレーディングの件だと思いますけれども、この会社は個人経営をなさっておられます。県内の実績でございますけれども、県内では吉野ヶ里公園あたり、それからあとは神埼土木事務所とか、県内でも結構な実績があらわれて、鹿島におきましてもさくら通りのポケットパークと、あと蟻尾山の方のサイン計画も納入をなさっておられるという状況でございます。

以上であります。

**○議長（小池幸照君）**

以上で4番議員の質問を終わります。

次に、9番森田峰敏君。

**○9番（森田峰敏君）**

9番の森田でございます。長崎本線存続と地域振興策ということで、もう一点が市の工事発注についてということで、質問をさせていただきたいと思っております。

この12月議会は、私を含めて8名、長崎本線についての質問がなされております。これを何でこんなに大事かということであろうと、私は議員の皆さんの意識だろうと思っておりますし、私もぜひ地域振興策についていろいろ話をお聞きしたいというような気持ちでございましたが、きのうまでの皆さんが、ほとんどは私が聞こうかなと思ったことは全部聞いておられますので、私はきょうは聞きません。そういうことは聞きません。ただ、市長はこれは来年の選挙ぐらいまで、4月ぐらいまでは長崎本線存続運動はこの状態でいかれるんじゃないかというふうに私は見方をしておりますが、そういうことが違っていたら、お許してください。

きのうの議員の中でも、政治決着は行われなかないかというようなこともおっしゃってございましたが、私もこれはいろんな方に、政治家、国会議員、あるいはそういった方にお尋ねをしております。大概の人がほとんど政治決着になるだろうというようなことを言っておられます。それで私も、まず政治決着になるんじゃないかなろうかというような気持ちを持っております。こういう中で、経営分離に反対する運動をいつまで続けていいか。政治決着がなされた場合、振興策が県、国、そういった関係の悪いのをずっと続けていって、鹿島は一体どうなるんだろうかというような考えを持って質問をしたいと思っております。

私は、ことしの9月議会やったか、期成会との確認事項について質問をいたしましたが、そのとき県の振興策も聞く耳を持ったらどうかと市長に申し上げましたところ、それは新幹線ありきだから、そういうことは私は一切しないというようなことを答弁されております。そこで、私も県の振興策って何だろうと思って、県の方に2回出向きました。それで、担当をまた鹿島から電話したら、自分が来るということで、鹿島に来ていただいて、話を聞いて

たりしております。都合、私は3回ほど勉強をしております。

それで、これは今までの期成会の県との話し合いを見ていたら、私ところどころしか見ておりませんが、まずほとんど県の振興策を聞いて協議されていないんじゃないかというような気持ちも持っております。それで今度、先週ですか、県の方からパンフレットはポスティングという形で、市内全区に配布されております。そういうことで、地域の皆さんも、県の振興策とはどういうものだろうというような関心は持たれたらと思います。また、その前々日ぐらいには佐賀新聞に大きく、期成会から、なぜ経営分離に反対するのかというようにいろんなことを、期成会の側からも新聞で意見広告がなされておまして、そういったものを恐らく住民の方、市民の方も見て感じておられると思いますので、今後、これは期成会も県も、やっぱり住民に言うよう、納得させるような説明の仕方をしなくちゃいけないというふうに私は思っております。

それで、市長はこの経営分離に同意しないということであれば、県の知事も言うておられるように、それであれば、振興策はありませんというようなことを新聞で私は見て知っておりますが、そうなった場合、長崎本線を残して、果たしてどういう鹿島の将来はあるんだろうかというようなことを私も心配しておまして、ある人に聞いたら、市長は4次総合計画をちゃんとするからそれでいいんだというようなことを言われたと。それで、私4次総合計画をぱっと開いてみて、またこう感じたんですが、平成22年、今から5年先、人口3万4,000人としてあります。きのう行政の方から、10月1日の国勢調査の鹿島の結果を報告されましたけど、3万2,122人というような状況で、もう3万4,000人には2,000人近く差があるんです。それが4次総合計画でどうして人口がふえるように持っていけるんですか。まず、その辺を私は不信に思っております。

そこで、4次総合計画も、きのうまでの答弁の中で、折り返し地点だと。今から半年で、今検討しているとか何とか、そういう答弁だったと思いますが、もう12月ですよ。あと10年のこの半分を、もう入ってからするんじゃないかと、前もってするのが総合計画というのは本当やないかと私は考えております。そこで、総合計画について、ひとつ答弁があればどういう状況にあるのか、我々にお示し願いたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

政治決着があるというふうに、どなたに聞いても言いんさつとですね。それは、新幹線推進派が言いよんさつとですよ。責任を持って、その方たち言うておられますか。今度政治決着ないってなったでしょう。来年度予算をお願いするように。知事は、昨日も土井県議の質問に対してね、我々の同意がない限り着工同意はないと言明しておられるじゃないですか。そのことはどう思われますか。知事がうそを言いよんさつとですか。あるいは国土交通大臣

がですね……（「おれに聞いたけんで、どがんする」と呼ぶ者あり）聞いていません。確認しているんです。あなたがそう言ったから。

○議長（小池幸照君）

質問に答えてください。

○市長（桑原允彦君）続

いやいや、確認しているんですよ。質問じゃないですよ。知事が言っておられるでしょうということを行っているんです。そうでしょう。（「知らん、おれは」と呼ぶ者あり）知らんですか。新聞にも書いてありますよ、そういうふうに。（「新聞にはそういうことを書いて……」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）新聞持ってきます。じゃ、暫時休憩をお願いします。

○議長（小池幸照君）

市長……

○市長（桑原允彦君）続

いやいや、確認しているんですよ。知事は言っておられます。きょうの新聞にも載っておりますし、また、きのうからいったら、前々日のあれにも知事はちゃんと、全市町の同意がない限り着工同意はないということを行っておられますよ。そういうことを、だれが、あなたが言われたということ根拠なしに言いふらすから、そがんじゃろうかなって思いんさつ人もおんさつとやなかですか。

それから、振興策というものは同意を前提としたものですよ。それはおわかりでしょう。

（「おれは4次総合計画のことを聞きよる」と呼ぶ者あり）いやいやいや、振興策というのを言われたやないですか、今の質問の中で。振興策というものは同意を前提としたものです。だから私たちは同意をしないと行っていますから、そういう振興策というものにはのらないと。それは議会でも了承済みでしょう。

それから、もう一つは鹿島市の将来どがんなっとなって、平成8年にも同意はいたしませんと言いましたね。その後、これ新聞記事、後で差し上げてもいいです。平成11年の9月、過去8年間の累計で、県民1人当たりの公共投資額、土木費は県内平均930千円、鹿島が1,480千円で断トツですよ。あるいは、ことしの12月2日の佐賀県のホームページを開いてみてください。過去7年間の県民1人当たりの県の投資額では、鹿島が県平均を上回っており、県平均の約1.6倍、これは県が公表しているんですよ。平成8年に我々は同意しないと言いました。（「議長、おれは4次総合計画のあれば聞きよつとやっけんが」と呼ぶ者あり）そいぎ、要らんこと言わんぎよかですたい。（「おれはそれしか聞いとらんよ」と呼ぶ者あり）県はですね……（「また後で聞こうで思うとつぎ、ぎゃん通告書にちゃんと書いてあつじゃんね。言われんたいね」と呼ぶ者あり）県はそういう予測に基づいたものをあたかもそんなふうで——県も、やっぱり県民世論が見ていますよ。



それから、総合計画の見直し、過ぎてからって、過ぎていないんです。来年度から5カ年間のことを今年度いっぱいにするということですから、もうこれは着々と準備は進めているんです。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

もう私は、4次総合計画の後段をどうしているかということを知っていただけで、前段では私の気持ちを言うただけであって、政治決着があるのは推進派の方の議員だからということで、推進派でないのは、政治家でいえば民主党ですよ。佐賀県の民主党だけ。長崎県でも何でも賛成の方ですよ。それで、佐賀県の民主党はそういうふうに言われた。私知らんから、会ったこともありません。聞いたこともございません。それで、そういうことは、推進派の人はそうおっしゃるだろうと。だれが推進派かどうか知りませんよ。佐賀県は推進派だと私は認識しております。

それから、人の質問したことに答えてもらわんと、次の質問ができません、私が。ゆうべは、きのうまでも7人されております、この問題について。それで、私、何ば聞こうかと。同じことは聞かれんと思っただけ、私も考えておったけど、今のようことを前もって市長が答弁したら、私聞かれん。早う済んでしまう。

それで、そんなら質問を変えます。変えますけど、江北町の町議会が期成会から外れましてね。これはどう思っておられますか。そのことについて答弁してください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

入ってもらった方がいいですよ、もちろん。期成会としてはですね。それはもう率直に申し上げます。ただ、もうかなり以前からいろんなことが、江北町議会にはいろんな手も入っていたというふうに認識をしておりましたので、そう驚くには足りないということを考えております。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

江北町議会は期成会から外れても、期成会に入ってもらった方がいいと。それは確かにだれが見たってそうだろうと思います。しかし、一角はもう崩れたわけでしょう。江北の町長はどういう気持ちですか。その辺もわかっただら教えてください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

江北町の町民アンケート、ごらんになりましたですね。町民は60%新幹線不必要と言っているんです、アンケートで。必要と言っているのは3割で、そがんしてダブルスコアで不必要の方が多いんです。だから、町長の方は町民とねじれておりません。議会の方が、あえて言えば町民の意思とねじれておられます。だから私は、そう大した打撃には感じていないと言ったんです。要するに、住民がどう思っているかですよ。鹿島市だって、73%は新幹線不必要と言っているわけでしょう。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

市長は、新幹線は不必要というような、そういうことを全部我々に対しても新聞の切り抜きをコピーしたり、そういったものを持っておられますけどね、新幹線に賛成というアンケートもあっているんですよ。そういうのを見ておるでしょう。そういうのをどうして我々に配らんとですか。

私がね、ここにほら、朝日新聞は「賛成多数、効果は疑問」というような、こんなに大きく出ているんですよ。こういったものは我々市民に何にもPRせんやないですか。こういう悪いところばかりね、反対とか、JRは今赤字だとか、そういう悪い印象を与えるようなPRじゃいかんと。私は公正に、県も期成会もやっぱりすべきだと。そうじゃないと、ますます県に対して期成会長は盾突いとつと言うぎおかしなばってん、関係を悪くするだけだと私は見ているんですよ。国と県とは、やっぱり縦割りでいけば市は下ですから、上の言うことも聞く必要もあると思うわけです。この国、県が、何ももう鹿島のことは知らんと言うて、うてあわんごとならんということは絶対ないと思いますけど、そういうことはないとは思いますが、4次総合計画が国とか県の応援を得なくて、鹿島市単独でできますか。できないと思いますよ、私は。やはりたまには—————下から、そういうふうにしてっちゃ予算をとるとか、そういうふうに応援を県の方からもらわんと。

○議長（小池幸照君）

不謹慎な発言はやめてください。

○9番（森田峰敏君） 続

済みません。そういうことで、期成会というのはもっとよろしておらんと、期成会の中でもそういうふうにもう江北町の議会は外れたと。

それから、太良の町長が先月ですか、10月ですか、副知事と佐賀で会っておられるんですよ。そういう記事もすっぱ抜かれております。そういうふうにもう期成会の一致団結しておったのがもうはぐれていっているんじゃないですか。太良の町長は、やはりJRで運行はしてもらいたいと。しかし、できない場合は第三セクターでも仕方ないと。そして、町民の意見

をやはり尊重したいと。そういうことを町長は副知事と会って言っておらっしゃいます。そのことについて、市長、所見言ってください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

太良町長がどうされようと、江北町の議会がどうされようと、それは自主的な判断に基づいてされているわけでしょう。それをいろいろ私が介入はできませんよ。私はもともと、太良町長がどう考えてどう行動されようと、江北町の議会がどうされようと、あそこがちゃんとしてくるっけん、私も反対と言いつつとやなかつですよ。私は鹿島市民の声を受けて、そして私の考えを確立して、そして現在の行動をしているんです。そうでしょう。他人がどうあろうと、私は私の独自の判断でやりますよ。

それから、振興策についても、通常のものはやるとちゃんとはっきり言っておられるじゃないですか。通常のを。特別なもの、その特別なものも今あいまいだということを私言っておりますが、それはやらない。それはしょんないじゃないですか。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

あのね、期成会を通じて、期成会内の地域の人は県と話し合うというふうになっておるわけでしょう。それをあなたは、鹿島の青年会議所なんかにもやかましゅう言ったとかなんとか聞いております。これは「聞いている」だから、私は確認はしておりません。（「めったなことを言うぎいかんから」と呼ぶ者あり）そしたらね、そういう期成会を通じないとされないというようなことであれば、鹿島の商工会議所が副知事呼んで勉強会されたときは、その商工会議所にも文句言いましたか。青年会議所には言って、商工会議所の方には異議は申し立てないと。そういうことじゃ、公平さを欠いていると思いますよ、私は。

そして、私は市長の答弁とかなんとか聞きよったらね、牽強付会という文字があります、四文字熟語が。これとまさしく一緒やないかというようなことを私考えております。そういうふう聞いております。そういうふうに詭弁を弄すと、そういう意味やなくて、牽強付会という四文字熟語を調べてみんですか。私がそういうふう、あなたの発言については常に感じているというようなことです。これは私の考えですよ。私の感じ方ですから。

それから、あなたね、市長はね、前の木下市長と江北の町長と、新幹線問題の研究会ということを立て上げて、それは会議をしたかと言うたら、2回ほどしたという返事やった。木下市長は今度落選されまして、今首長じゃないですね。そういう方ともやはり勉強会を続けているんですか。その辺聞きます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今度もある日、あるときに会うように約束しております。

○議長（小池幸照君）

9 番森田峰敏君。

○9 番（森田峰敏君）

新幹線問題については、余り鹿島でも効果はないというふうなことばかりで、効果はあるような施策をすとか勉強をすとか、そういったことも必要じゃないかと思うんですよ。私は、新幹線が通って佐賀県内に入ってきて、肥前山口、武雄、嬉野と行ったとすれば、この近い鹿島のエリアは、そこの観光客をいかにして地元観光客として誘致するか、そういったことも研究されたらいいかと思うですね。

例えば祐徳バスだって、肥前山口に J T B ですか、昔の交通公社、ああいう旅行会社と提携をされて、肥前山口でおろす。そして、武雄、嬉野、あるいは太良、祐徳神社、鹿島、そういうところをつくるとか、ルートをつくって、もっとそういうことも検討して、絶対反対だ。新幹線には費用対効果ばかり言うて、費用対効果って私はわからんばってん、あがん難しさ。あなた、最高学歴を出た人の勉強してしておつとやろうし、おれは猫の銭見たと一緒に、私たちはああいうのは理解できません。

それで、そういう身近な何か地元効果はあるのか、そういったものをやっぱり考えて説明されたら、市民も、ああ、そうかと言うところもあるかもわかりません。私は肥前山口で祐徳バスで迎えに行つて、ずっと回れば、祐徳神社にも相当金は落ちつと思うですよ。宿泊施設のなかけん、嬉野とか武雄にその人たちは泊まられると思いますけどですね。祐徳神社の観光客 270 万人、ほんなごて来ておつとやろうかって行政に聞いたら、そがん来ておるもんねと言わすばってん、きのう福岡課長は 305 万人か幾らか、鹿島もあるというようなことを言っておられる。

そんならね、あそこの祐徳神社に落とす金というのは 600 円か 700 円と、そういうふうなことを私は前聞いております。それで、実際そういうふうな 300 万人から 270 万人まで、300 万人来ていると言うなら、あそこに行つてさい銭箱ば調ぶつぎよか。もう絶対さい銭箱はね、1 千円入れたもの 1 人、5 円入れたもの 1 人、そがんして数えるぎね、正確な数字の出つとやなかかて思う。どういう調査の仕方をされているかわかりませんが、ほとんどもう 10 何年前からやん、270 万人前後ずっといつておる。それは今からふゆつとは思うよ、年寄りのふゆっけん。神ば敬うて——であると私も考えておるんで、毎月 1 日は行つております。30 円かかります。そういうことで、質問に外れてしまいましたけど、12 時あつてもう、昼から続きを。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

森田議員は私と新幹線問題に対する考え方が逆の方向で考えておられるわけですがね、ある意味で安心しました。もっと深い考察をして、中身の検証をした上で私と反対のことを言っておられるかというふうに思っておりましたが、費用対効果っておれはわからんと。問題を、経営分離に同意とか不同意とか、振興策とか、これはある意味では本論の方じゃないんですよ。問題は長崎ルートが本当にこれだけのお金をかけて、数千億円というお金をかけて、そして経営分離までして犠牲のところを出して、それでなおかつせにやいかんプロジェクトなのかどうかということが本論なんです。それを検証するためには、費用対効果とか、あるいは時間短縮効果が幾らとか、あるいはこっちの経営分離をして三セクが成り立つかどうかということをちゃんと検証した上で、結論を出すべきでしょう。そういうものをおれはわからんという言いよんさつということは、私ともう議論が全然かみ合いませんよ。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午後0時2分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

まず最初に、お断りしておきます。午前中の発言で不適當な発言がありましたので、取り消します。

ちょっとただいまの質問で午前中は原稿なしでやったもんだから、どこを言ったか私覚えておりません。それで、今から原稿を通じてやります。

市は、何でも単独ではやれないと思っております。国、県などとの関係など、当市は広域的な視点が欠けているように思われるし、国、県との関係と連携が重要であると私は思います。当市は、県南西地域の中核都市として役割を果たすべきであります。周辺地域から見て鹿島をどのように魅力あるまちにするかという視点も欠けているんじゃないかと思っております。

市町村合併も、藤津郡3町、2市4町、太良町ともことごとく破綻した理由はおわかりだろうと思います。広域的な観点、視点からいうと、有明海沿岸道路の前倒し整備や鹿島武雄道路の新設は、鹿島市の将来を考える上で最も重要な振興策と私は考えております。今議会での市長の言質を聞いてみますと、県の提案にことごとく批判されており、県、国との関係が悪化し、鹿島の振興策は遅々として進まない状況になるんじゃないかと思っております。

ます。

これからは、第4次総合計画の今後の達成にも影響し、鹿島市の将来は厳しいと考えられますが、市長はどう考えておられますか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

県との関係ですね、これは協議をしているんですよ。知事さんも言うておられますよ。協議をしているんだ、けんかしているわけじゃないということを知事さんも言うている。私もそうです。協議をやっているんですよ。県との関係を緊密に保たにゃいかんから協議をしているんですよ。そうじゃなかったら、何も話を聞く必要ないんですよ。そのあたりをどうも誤解されているような気がいたします。

それから、昨日、あるいは一昨日申し上げましたが、道路の建設、これは重要ですよ。しかし、それがそのまま振興につながるかと、どこでもそうですかと。道路の建設、一部ですよ、これはね。前倒しの分だけでしょう、有明海沿岸道路にしる。あとは、この長崎本線をなくす羽目になるんですよ。そここのところをよく考えていただきたいと思いますね。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

協議されているというのはわかります。期成会ということで、県と協議をされているということはだれでも知っていると思います。議論を闘わせる場じゃないということはだれでも知っていると思います。それは私は理解しておりますよ。

県と期成会と話すときには、やはりああいう興奮したような、ああいう話をしないとか、あるいはきのう山口瑞枝議員が言うていたようだが、恫喝的というか、そういったような発言というか、声色というか、そういったものでされたらやはりいけないというようなこと、山口瑞枝議員だつてきのう言うていたじゃないですか。どこでのお話か、私よくわかりませんがね。人からも聞いたことがありますよ。市長は——じゃないかと。何でひどう言うかと、あんなに。（「何て言いよっか」と呼ぶ者あり）いや、そういうふうに言われましたよ。（「何て言いよっか」と呼ぶ者あり）何て言いよっか、だれに言いよっか。（「——て何か」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

お静かに。

○9番（森田峰敏君）続

だれ言いよっか、わりや。ちゃんと人が言うたて言いよっじゃっか。おれに何て言いよっか。（「訂正をさせてください」と呼ぶ者あり）何ば訂正するとか。

○議長（小池幸照君）

要するに、不適當な言葉と申しますか、今の言葉の中で余り好ましくない言葉があったようですので。

○9番（森田峰敏君）続

そいぎ、不適當な言葉として取り消します。市長も取り消さんですか。（「はい、取り消します」と呼ぶ者あり）

あのね、やはり協議というものは、お互い心を割って話して、お互い理解をし合うのが協議じゃないですか。私はそう思っていますよ。例えば、太良町はどうしようが構わんと。期成会の中の副会長ですよ、太良町長は。私、さっき質問したときに、ほかの自治体はどうしても、私は関知するところじゃないというような発言がありましたよ。そういうことを言って、期成会を通じてしなくちゃいかんというようなことを言っていて、そういう発言がどこから出てくるんですか。

だから、私がさっき言うたでしょう。牽強付会だと。牽強付会て昼休み調べたですか、四文字熟語。牽引力の「牽」て書きますよ。これは教育委員長と教育長は知っとんさっかわからん。私は鹿島高校しか出ておりません。出ていないけど、そういう言葉は知っておりますよ。

それはそれでいいとして、県とのですね、私は親密にしていくことが必要だと。そういうことでないとですね、県と疎遠になったら、4次総合計画をいろいろ計画しておっても、県とか国の援助を受けんとされんわけでしょう。これをやっぱりトップ同士がそう余り仲よくなかったらうまくいかんですよ。アメリカとソ連と昔冷戦時代であったように、大国であってもそういうことがあるんだから、こういう日本の行政は縦割、国、県、市町村、そういうふうな流れで運営をされてきていたわけです。現在もまだそれはあると思いますよ。道州制とかなんとならん限り。まず、その手始めの市町村合併でもことごとく破綻したじゃないですか、鹿島は。これは何で破綻したかということは多くの方が知っておられますよ。じゃなかろうかということは。市長も恐らく自覚しておられると思う。

これは余談になるから、ちょっと私また外れて、後の質問に影響します、時間がないので。私は、例えば沿岸道路の6年前倒し案に対しても、6年待てばできるとか、鹿島武雄の高規格道路についても、国にまだ申請もしていないじゃないかと、そういうような発言がありますが、そういうことは事実そうなのか。例えば、振興策を考えて、鹿島市がそのために、例えば土建業が仕事がふえる。それから、資材が販売できる。労働者、雇用がふえる。夜の飲食街で飲み屋さんでもふえると。そういうふうにして経済効果というのを考えにやいかんと私は思うわけよ。

それで、6年待てばそれはできるとか、県が聞いたらちかっとはらかきはせんかなと、私は思うですね。そういうことがね、県を逆なでするような発言は控えていただいて、今さっ

きも言われたように十分協議をして、そして、鹿島一長崎在来線を残しておく。そのためには、こういうふうな鹿島の発展のために努力をしているんだということをやっぱり協議で話し合うべきですよ。そして伝えるべき、県に。私はそう思います。

そういうことで、在来線の存続について、市長は4次総合計画をするからいいと言われるけど、県にそういう声が聞こえたりすれば、4次総合計画の実行についても、国、県の補助は削られるかもわからん。そういうことを私は懸念して、今発言しているわけです。

市長が長崎本線の経営分離について、一生懸命反対という立場で努力されていることは私も認めていますよ。これは市民も全部わかっておると思う。そして、市民もみんなが経営分離には反対ですよ。私は、そうは思う。しかし、振興策を聞いて勉強して、長崎本線を残していくのと振興策がないのと、どちらを市民は判断するかと、そういう偏った行政から、期成会からのことしか市民は知らない。そして、今度のああいうパンフレットを県からポスティングというのですか、各全戸に配ったと、そういうことを見て、ああ、こういうこともあったのか、こういうこともあったのか。そいぎ、おどま長崎本線で、めった一生に何回あと乗ろうかにやとか、そういうことを考える人もおります。乗る人は、利用する人は月に何回と利用する人もおられます。しかし、利用しない人の方が全体的に考えれば、私は多いんじゃないかと思う。そういったことも、やっぱり振興策を利用して、鹿島はこうなる、そして4次総合計画ものをもってすれば、長崎在来線は要らんというような判断もできる資料があるんじゃないかと思うよ。

私はだから、県の説明のこれからも、何というか、新聞とかテレビとかでPRすると、広告をするというようなことも聞いております。そして、きのう土井県議の質問に対して知事は、さっき市長は何か私と違ったような発言をされていたようだが、県として初めて県の負担額の217億円か幾らかを27億円、28億円とか、そういう年間の負担になりますと。鳥栖から行っている鹿児島本線か、あれが済んだころから始めるというようなことも書いてあったのをちょっと私けさ見たような気がしております。詳しくは読んでおりませんが、そうだろうと思いますよ。

それで、これは県は新幹線を、振興策をもうわかっております。もう最初からそういうふうにされているわけだから。沿線のこの昔の8市町やったですか、昔は。嬉野まで長崎本線を残すということに入とったんだから、期成会へ。これが首長、議長、全部入ってそれをしていたわけです。嬉野と塩田は前回の私が議会で言ったように、もう既に外れられております。これは当然と思う。しかし、白石はどうかと私は思うとった。有明、白石、福富です。これはどうかと思うておったけど、白石町長の言われることは、期成会の大会があったとき、JRを使うて行きよる者をおれは聞いたことなかと。そがんとば議会で言うとなさつとですよ。答弁の中に。そういうふうなね、例えばそういうこともあるし、県からね、我々議会も、議員も一緒だけど、反対の残してくれという、長崎本線を残してくれという陳



情に行くなら、やはり汽車で行かにか。何で行くかと、バス。鹿島の市役所のバスで行く。こういうことを県側として陳情に来られた方は快く思うやろうか。私、そこんたいも考えゆっよ。行くならね、ちゃんと汽車で行かにか。それで、言うことばかり言うてね、そういうことじゃ実行、実の伴わんことはいかんと私は思う。

こういうことを幾ら言っても一緒ですから、新幹線の問題は、長崎本線の経営分離ね。これには私はもっともっと十分勉強する機会を住民に与えて、そしてそれをすべきと思う。そして、やっぱり国や県、この関係もよく保てるような関係を維持していただきたいと思って、私この問題はやめます。

次に、市の工事発注について質問をいたします。

市の発注する工事についてお尋ねします。国、県の補助事業等も市で発注しているのか。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

質問の趣旨がよく理解できませんけれども、国庫補助を伴う事業、県の補助を伴う事業については、市が市の予算で組み入れたものについては当然市で発注をしていきます。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

市が発注するとき、設計の段階からどのようにして設計業者を選定しているのか。設計業者ですね。工事を発注するとき、まず設計書が要るわけですよ。そういう設計者の選定の基準というものがあれば教えてください。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

設計するときの業者の基準はどのようにしているかということでございますけれども、まず、設計額がどのくらいになるかということになりますけれども、その額によってA級からB級、C級という業者の種別がありますけれども、その中で、どこの業種に当たるかという方を一応こちらで、まず発注課で選定をして、その額によって指名審査委員会に諮り、その中で決定をして、業者を指名して入札を行うという形をとっております。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

わかりました。結局、施工業者等もそういうふうにした入札制度だろうと思いますが、それでいいですかね。（「済みません、質問の御趣旨がちょっとまだ全員理解できておりませ

ん。もう少しみ砕いて言ってください」と呼ぶ者あり)

いんにゃ、さっき設計者をどうして選ぶかということ、それは十分わかりました。それで、工事する施工業者、例えば建設業者、あるいは土木業者、あるいは造園業者、水道業者、そういうものも入札関係で工事金額によって定められているんじゃないかと、そういうことを私は聞いているわけです。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

議員の言われるとおりでございます。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

それで、ちょっと私、谷口議員が15年度決算のときかな、16年の11月、去年の11月の決算委員会のときから指摘をされておりましたポケットパークの問題ですね。あれにちょっと私も疑問を持つから、そのことはやっぱり谷口議員の意見に賛成だし、私も少しは関与してまいりました。調査もしました。その中で、全協でもたびたび説明がありました。そして、わざわざ全協を休みの日に招集されてあったこともあります。そのとき私は議長に、何でこういう問題で、ぎんしてわざわざ招集して全協せにゃいかんのかて。黒塗りしてある設計書なんかを出したときに、見せろて言うて見せたとき、数字は黒塗りしてあると。そいぎ議長、私やっぱりこれはね、今後の入札に影響するから数字は消してあるんだ。私も、うん、そうか。そんならわかったということで聞いておりました。しかし、その後、谷口議員がいろんな質問をされても隠すですね。その隠すのが何でかと私は疑問に思ったわけよ。

ここで谷口議員が、あそこで壇上で、これは市からもらってきたと。おれはここにおいて「本当か」と言うた。それもらってきたと、見せた。そしたら、市長は私に「ちょっと森田議員来て」と言うから、そっちに行ったら、県も見せられるものと見せられないものがあるて、そういう説明を受けました、私は。私は、そのときこう言ったわけです。「何でそんなに見せられるものと見せられないものがあると、説明ばなしせんかと」。そのときね、その以前に全協をしたときに、そういうことも言えばよかじゃん。見せられないものしか私はもらってきてないと思うたけん、谷口議員に聞いたわけよ。そいぎ、その後、話をずっと聞いてみたら、やっぱりちょっとおれも不審だなと。何で行政は隠さにゃいかんのかと、そういうことをちょっと私は思ったわけです。これは私の思いですよ。私が思ったというだけですよ。ほかの人は知らんよ。私がそう思ったと。

それでね、中西議員が情報公開で開示請求をされた。やはりそれも黒塗りやったということ。そしてこれは、行政は出したくないんじゃないだろうということで、いろいろ相談をされてか、

浜の人が自分がしようということで申し出られたかは知りませんが、そういうふうにされた。やっぱり一般市民から出しても黒塗りを出す。これはおかしいと。そんなら不服申し立てしようということで、不服申し立てをした。翌日は、新聞各社全部大きい記事にしているんです。出しました。新聞記事、私ここに持っておりますよ。そして、その中で、さっき水頭議員が言われた九州大学の先生とか、オンブズマンの何とかというようなことを言っておられたが、そういう人たちの記事もやっぱり書いてある。

そういうふうに隠すというのは、やっぱり不審に思わざるを得んわけよ。私の性格についてはそうです。だめならば、間違っていたて謝ればそれで私は済むとよ、相手は。しかし、うそを言うて、うそをつくとするなら、とことん私はやる。そういう男ですよ、私は。

それでこれをね、私もこういうふうに関新聞各社ですね、大きく載せております。これを市民は読んでおられると思う、多くの方は。佐賀新聞はちかっとしか載つとらん、こまんか。それでね、やっぱりこういうことを市民は知っているから、これは明らかにすべきじゃないかと私は思っていた。

それで、このことについて、ちょっと私も資料をもらったけど、福岡課長は私の後輩だからなかなか言いにくいけど、現在の担当者ということだから、ちょっと私も遠慮せんで言いますが、まず、さっき水頭議員が、吉岡トレーディングであったね。どういう会社かと聞かれたが、私もそれには不審な点があった。見積書を見たとき、まず、電話番号が書いてない。電話番号のところには個人の携帯番号が書いてある。こういう会社と市は取引しているのか、まず。市が取引をそういうね、私から言うたら実体のないような考えやったけど、今さっき蟻尾山公園とか吉野ヶ里公園とかをされた業者と言われたから、うん、そうかと。市もしたことあるわけたいということで、今度そしたらポケットパークもしておられるが、個人ともそういうふうにされているわけか、その辺をちょっとお尋ねしておきたいと思う。

#### ○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

#### ○商工観光課長（福岡俊剛君）

森田議員の質問にお答えをいたします。

吉岡トレーディングという会社でございますけれども、これは佐賀の嘉瀬町でございます。先ほど水頭議員の方でも申し上げましたように、この方は個人の業者でございます、1人でお仕事をなさっております。これは前回も申しましたように、県内の方では結構なお仕事をされてございまして、そういうところで県内の方でもいろいろ仕事、またこれはあくまでもうちは直接じゃなくて、設計単価に採用するという意味で見積もりをとったということでございますから、うちが直接じゃなくて、請負をされた方がここから購入をされたということでございます。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

一問一答ですから、ちょっと区切っていただかないと、つながってしまっておりますから、なるべく質問形式をとっていただきますように。

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

吉岡トレーディングというのは、さっき水頭議員の質問でわかりました。ただ、私が聞いたのは、鹿島市として個人の業者ともそういうことをするのかと、ちょっと私は思ったものだから聞いたわけですが、今、請負業者の方がそこに行って購入しておられるということだから、その問題はもう関係ございません。よろしゅうございます。わかりました。

それで、まず何で黒塗りで出していたのか、それを最近に、何というかな、こういう黒塗りで出したから再度請求をしたと。何というかな、ちょっとさっき思いよったのを忘れた。それで、そういうことがあって、この数字的なものが私は技術屋じゃないし、そういったものをおかじったこともないので、余りわかりません。だから、あとは谷口議員に詳しく質問していただきたい。そして、なるだけこれは明らかにしたいという考えを持っております。

以上で私、質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

森田議員、黒塗りの分はいいですか。（「もうよか、あと任すっ」と呼ぶ者あり）

以上で9番議員の質問を終わります。

次に、16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

今回、トリを務めることになりました谷口良隆でございます。

2点について質問をいたしておりますが、一昨日からの御質問とかなり重複する部分もあります。ただいままでの質問でもそうではありますが、私なりに質問の内容を整理いたしておりますので、ニュアンスの違い等も含めて私の思いとする質問の背景を酌み取っていただきまして、執行部にはよろしく願いをしておきたいというふうに思っております。

まず、1点目のさくら通りポケットパーク事業についてでございます。

平成15年度の事業といたしまして既に建設をされておりますさくら通りポケットパークにつきまして、昨年9月議会に一般会計決算認定が提案をされまして以来、約半年間にわたって私は質疑を投げかけてまいりました。この件につきまして、本日改めて一般質問という形で取り上げるわけでございます。

質問に入ります前に、今回改めてこうした形で取り上げました精神と動機について若干触れておきたいというふうに思っております。

そもそも議会の成り立ちというものは、時の自治省の財政課長であられた石原信雄さんという方の著書にも書かれておりますが、議会は税金の使われ道について、納税者の立場から

その内容をチェックするために制度化をされて存在したというふうに言われております。議会の存在意義の原点がここにあるかというふうに思っております。

市民の皆さん方から、あの公園が18,000千円もかかったのかとの声が少なからず上がったことをきっかけに、私はそれ相当の調査を行い、事業内容確認のために昨年の決算審査に挑んだわけでございます。しかし、御承知のとおり肝心かなめの金額を示す部分につきましては、提出いただきます資料には黒塗りをされて出されます。執行内容を確認することが不可能であったわけでございます。

審査途中で全員協議会が開かれまして、その場で執行部から、担当課に来ていただければ閲覧していただくことができるというお話でございましたので、早速担当課に出向きましたところ、担当課長がページをめくって親切に見せていただきましたわけですが、私がいざ必要などの数値の確認をしようといいたしますと、黒塗りされた部分につきまして、即座に手で伏せられるという子供だましのような閲覧経過になりました。

少なくとも、情報公開が叫ばれるこの時代に、しかも、議会の審査に妨害とも言えるようなそうした不透明な執行部の姿勢には、私は落胆を隠せないものがあったわけであります。結果として、納税者が税金の使途を知りたくても知らされなかった、つまり、議会の存在意義にかかわる問題を残したまま、今日に至っているわけでございます。執行部はこの際、議会の審査に協力をされますように、まずもって要求をしておきたいと思っております。

地方財政法は第3条によりまして、予算の編成のあり方を規定いたしております。つまり、「地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を補そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」、また第4条には、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」という最少の費用で最大の行政効果を上げなければならない原則を規定しております。

執行部としては、そうした規定の原則を当然のことながら念頭に置かれて、予算の計上と執行に当たっておられるものということは大前提としての議論ではございますが、その確認、またはチェックを入れようとする議会審査に支障を及ぼすことのないよう要求いたしますとともに、議会のチェック行為を軽んじられることのないよう、この際厳重に御意見申し上げておきたいというふうに思っております。

審査の過程で一部に、国、県の補助事業ではなく、宝くじ助成事業であったがゆえに云々の議論もありました。あるいは、審査の結果、もし問題がなかった場合、議会としてその責任がとれるのか、場合によっては名誉棄損で訴えられるということでもあればどうするんだという議論があったのも事実でございます。

いずれも言語道断の議論だと私は思います。財源の出どころが宝くじ助成金であろうと、どこであろうと、行政の公共工事として仕事をする以上、設計、予算計上、決算の認定、す

べてにわたって優劣をつけられないれっきとした公共工事でございます。

後者の議論につきましては、何も法律違反や不正の疑惑を念頭に置いているものでないということは当初から申し上げているわけございまして、予算の使途が適切であったかどうかを議会がその機能としてチェックをしようとする、当然としての職務行為を行っているわけございまして、職員の身分の問題とすりかえる議論は本末転倒でございます。

少なくとも、本議員は10数年間にわたって過去職員経験をしている側面も持っております。職員の身分保障とその社会的な地位向上には特段の思いがあることも、念のために申し添えておきたいというふうに思っております。

以上の質問に当たっての動機と精神をあらかじめ申し上げまして、以下、質問に入りたいと思います。

まず、議会審査提出資料の限界と情報公開との関係でございます。

当事業に関しまして、昨年9月、一般会計認定が提案されて以来、先ほどの趣旨で関係設計図書の提出を求めてきたわけでございますが、12月議会に至るもとうとう執行部は応じていただけませんでした。

執行部はその理由として、設計単価等について佐賀県の共通単価を使うことになっているために、提出することによって佐賀県や県内各市町村に迷惑をかけることになるというものでございました。しかし、佐賀県の情報公開制度の運用は、設計単価を含めて工事発注後の設計図書については原則公開するとの見解を私はお伺いしておりましたので、そのようなことにはならないと考えておったわけでございます。ただ、現実的には県議会等からこれまで提出要求の実績がなかったという現実があったというだけでございます。

当時のやりとりをここで改めて掘り下げる考えは、時間の都合もございまして、この程度にしておきたいと思いますが、そうした議会と執行部のやりとりのさなかの10月4日、一般市民の方から情報公開条例に基づく開示請求が行われたことに関して、その開示結果に異議があるということで、鹿島市に対して異議申し立てが行われ、翌5日、執行部は一転して黒塗り部分を一切排除して全面開示するとマスコミに発表。12日後の17日、開示請求のあったすべての図書がその開示請求者に開示されたわけでございます。

一転開示に踏み切った理由は、佐賀県との情報交換不足等が挙げられておりましたが、理由は別にして、鹿島市情報公開条例が看板倒れと批判される前に、血の通う実質的なものに運用変更されたことは評価したいと思います。

そこで、質問の趣旨に入りますが、全面開示への運用変更が後の10月24日、全員協議会が開かれ、全面開示に至った経過が市議会に対して説明をされました。その際、今後の議会審査のあり方について問いただしたところ、条例運用は全面開示することにしたが、議会審査における資料要求には従来の方針を変えないとの考えが執行部から示されました。これは全くの矛盾であります。市民の情報開示には応じるが、チェックを負託されている議員の法律

行為に基づくチェックのための要求には応じないという姿勢は、著しく合理性に欠ける態度と言わなければなりません。

今後、このようにこの種のチェックを求める声が本議会に生じた場合、肝心の資料は従来どおり黒塗りされて議会に提出をされるおつもりなのか。となれば、一般市民による情報公開開示請求に対する方がチェック精度が高くなるということでございます。そうしたチェックは、議会でなく市民の手で個別に行わなければならない相なります。

よしんばそうした条件で議会が審査するにしても、議員が一市民として情報公開、情報開示請求を行い、審査を深めざるを得ないということにならざるを得ません。開示請求から、今回の例からいけば、数日または10数日の期間を経て開示情報を取得して、その上で審査を再開しなければならないという段取りに議会運営上なるわけであります。議会運営上、その間は審査を休憩するという不合理な審査日程を組まざるを得なくなります。そんなことが決められた審議日程の間に可能かどうか考えてみてください。同様の案件が発生した場合、会期末をにらんでたびたびの会期延長、または継続審査手続の連続に本鹿島市議会はなるんじゃないでしょうか。執行部はもう少し議会運営について協力をしてもらう必要があると思います。執行部のこの件に対する御答弁を求めます。

次に、質問項目2番目の当事業の事業内容で、いまだ確認に至っておりません説明をさせていただきたい点についてお尋ねをいたします。

私も、先ほどの一般市民の方が提示を受けられたことを踏まえまして、過日、個人谷口良隆として懸案の部分につきまして情報公開条例による開示請求をさせていただきまして、その資料に目を通すことがやっとできました。議会審査段階で出していただければ、もっとスムーズに事は運んだものにと、今日、今でも残念に思っております。

さて、さくら通りポケットパーク事業は、総工事費で18,112千円で整備をされましたが、そのうちの7割強がパーゴラ工事とウッドデッキ工事とデザイン壁で占めていることが開示された設計図書で確認できました。つまり、工事総額を左右するのがこの3設備と言ってもいいと思います。詳細の質疑は2回目からの一問一答の場で行わせていただきますが、まずは私が情報開示をしてもらった10月31日に指摘いたしております何点かについて、当局として検討をされた結果があれば、まずお知らせをいただきたいというふうに思います。

以上で、この件についての1回目の質問です。

次に、市長選挙に関する質問を行います。

まずもって12月2日の新聞に報じられておりました桑原鹿島市長の韓国・釜山外国語大学の名誉博士号の取得につきまして、私も一市民として心からお祝いを申し上げたいというふうに思います。大変おめでとうございました。

さて、鹿島市選挙管理委員会は、12月2日、来春予定の鹿島市長選挙を4月16日に執行すると決定をされたようでございます。本日は、4期16年近くにわたって鹿島市政を運営され

てきました桑原市長に対して、その御労苦にまずもって敬意を表しますとともに、再選5期目に向けた意向がいかかなものかについて、一昨日来の重ね重ねの質問に相なるわけですが、改めて私なりにお尋ねをしたいと思っております。

本来なら、市民の心持ちや報道関係者の御期待は、9月議会ごろには表明されるのではないかと、常識的な日程的なものがあつたと思っておりますけど、時折、合併破綻後の事後処理や、にわかにはクローズアップしております新幹線長崎ルート問題に絡む新たな行政課題への対応等で焦点になりにくかつた側面もあつたろうかとは思っております。

一昨日の答弁では、JR問題で降り来る火の粉を払うのに今精いっぱい、答える準備ができていない旨の答弁をなされておりますが、時期を迎えた本議会での質問でございます。そうした一時の行政対応の上にも、来春から向こう鹿島のかじ取りをどなたがどういう立場でされるのかというのは、市民のいま一つ大きな感心事でございます。

そこで、所信をお伺いしたいところでございますが、翻って桑原市政を顧みてみますと、桑原市長は16年前の1990年に初当選以来、就任直後から山浦地区に計画されていましてゴルフ場建設問題にみずからの公約どおりの結果を出されて、95年にはし尿くみ取り料金の値上げをめぐるくみ取りボイコットという抗議の前にも果敢に取り組み、その結果を出されました。

主要な行政施策においては、長年の懸案でありました国道207号バイパスの開通、中木庭ダム完成の目途、中央商店街街路整備、蟻尾山公園、北公園建設整備、生涯学習センター建設、行政組織への部制導入など顕著な足跡を残してこられたと思っております。現段階においては、数年間にわたって協議が進められてまいりました合併への対応は、結果として不成立と相なり、今後は単独自治を歩む表明がなされ、財政を初めとする今後のコンパクトな行政組織と行政サービスに向けた基盤づくりを進めようとしております。昨今の最大のテーマとしてクローズアップしております新幹線問題に関連したJR長崎本線の存続運動についても、市民の先頭に立って果敢に取り組みされております。

一方、市政の隆盛いかんはどうかという観点からいいますと、停滞感を覚えざるを得ない面も存在しているように思います。自治体の勢いを示す統計数値の幾つかを挙げてみますと、桑原市長の就任時に3万4,000人台であつた鹿島市人口は、現在3万2,000人台へと、1,350人減っております。旧7市の平均では1.3%の伸び率を示しておりますが、多久市のマイナス6.6%、次いで本市のマイナス5.1%の減少に甘んじております。今年度実施されました国勢調査はまだ公表されておられませんので、直近の統計にはなりません。平成12年度国勢調査による若者定住率で見ると限りでは62.7%で、若者10人中4割が鹿島から離れているという状態になっております。旧7市の平均では76.3%でございまして、10ポイント以下も平均を下回り、7市で最低の定住率に甘んじております。

経済指標の一つである総生産額を見れば、平成14年度の統計で915億円にとどまり、武雄



市の1,112億円を下回り、県下で下位から2番目になっております。製造出荷額につきましては、平成15年度統計で328億円、7市で最下位、県内の町村まで含めた佐賀県全体平均299億円をわずかに上回る程度になっております。

本市の基幹産業と位置づけられている農業分野では、昭和60年に2,860戸あった農家戸数が平成12年には1,990戸と7割以下に減り、就業者数も3,843人であったものが2,499人と65%に減じております。

そうした負の流れに歯どめをかけるべく、数年前には鹿島市農林公社構想をまとめられたと認識するところでございますが、早々とお蔵入りをしているのが現実であり、最近、桑原市長が口にされるように、税金を投じても税収として反映しないという産業分野なのかもしれません。桑原農政を見ることができない状況でございます。農業政策については、鹿島市の立地条件から見ても、農業は雇用そのものであり、市勢、つまり市の勢いそのものだと私は考えております。現職市長として意に沿わない私の発言もあつたらうかとは思いますが、以上が私なりに率直に見た桑原市政の足跡の一端でございます。

今日、4期16年の市政運営を振り返られ、みずからのなし遂げた成果を土台に、さらなる市勢の伸展に寄与するお考え、なお、いまだ残した課題をやり遂げる課題の意欲などおありだろうというふうに思います。あるいはまた、後進に道を譲られて一層の市勢の伸展を見守る立場に立たれる選択肢もあるのかもわかりません。

改選期の来春を控えるこの師走、正月あければいやが応にもJR問題で高まっている世論にとってかわる市民の感心事になるものと思われまます。進むも引くも、市民に評価の機会を与えてもらうことが必要なこの12月議会という機会をとらえて、この際、桑原市長の抱負についてお伺いできればというふうに思っております。

以上で、総括質疑を終わります。

#### ○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。北村総務課長。

#### ○総務課長（北村和博君）

1回目の議会審査提出資料の限界と情報公開ということで、最初に私の方からお答えをいたしたいと思っております。

ポケットパークの工事設計書の資料請求につきましては、先ほどの水頭議員の質問にもお答えをいたしましたように、鹿島市におきましては、不開示情報として取り扱ってきたものでございます。このことにつきましては、県が作成した単価表を用いて、鹿島市の担当者が積算をしたということ、また、これを開示することについては、今後の県との協力関係とか信頼関係を損なうものとして、不開示情報としてきたものでございます。

10月4日に市民の方から不服申し立てがなされまして、それを受けまして県と相談をしたところでございます。このことも先ほど水頭議員の質問にお答えしましたように、県の方も

今回初めて検討を行ったということで、今後、開示請求があれば、県の方も全面開示をするということで決定なされましたので、この県の方針を受けまして、鹿島市においても今後はこの工事設計書については開示をするという方針の変更をいたしましたものでございます。

地方自治法第98条の規定、検閲、検査の請求、また第100条の議会の調査権につきましては、議員個人としての検閲、検査の活動、また、調査活動を認めているものではございません。一般的に検閲や検査が必要であると認めるときは、議決によって、議会の活動によって事務に関する書類及び計算書を閲覧とか、請求を報告して、事務の管理、執行に関する出納を検査することができるという規定になっております。

このことから、地方自治法第98条の検査権を行使できるのは、議会が開会中でありまして、活動能力を有しているときに限られております。しかし、今、谷口議員が申されましたように、手間がかかるとか、時間もかかるという問題点も発生しているのも事実でございます。

先ほど行政に対するチェック機能を果たすという意味では、確かに理解するところもあります。専門誌を読んでも、行政に対するチェック機能を果たすという意味では、権限を一定部分拡大する必要があるという解釈もある参考文献では載っておるところでございます。

鹿島市では、平成15年10月に総務部の方で作成をいたしまして、議員の皆さんからの資料提出の取り扱いについてということで、その書類の交付等の取り扱いについてのことを作成いたしておりまして、平成15年10月に各課に通知をいたしておるところでございます。

その内容をお知らせいたしますと、議員の皆さんから各所課へ資料の提出や要求があった場合は、必ず禁口伝票によって経過を保存するよとということ、二つ目には、その交付とか取り扱いに当たっては、部長の判断、決裁によりまして、そして議会事務局を経由して依頼をした議員さんへ回答するよとということ、三つ目には、全く回答が……（「北村課長、議会審査における資料提出をどうするのかということを知ると」と呼ぶ者あり）結局、お答えいたしますけど、その資料についても同様の取り扱いをしたいということで、平成15年10月に作成をしているものでございます。

#### ○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

#### ○商工観光課長（福岡俊剛君）

質問にお答えをいたします。10月31日の質問の件ということで、2点あったかと思っております。

まず、第1点目でございますけれども、パーゴラ基礎の代価で施工単価1カ所当たりの単価表で作成してあるが、その中にポンプ車セット料1回38,300円を計上してあるが、通常考えて、基礎コンクリート1カ所にポンプ車セット料の1回はあり得ないのではないかという質問と、もう1点がパーゴラ、ウッドデッキの見積書で吉岡トレーディングとあるが、実際

電話してみると、電話連絡ができない状況であるという2点だったろうと思っております。

まず、第1点目のパーゴラの設計でございますけれども、これは現地が狭かったということと、それに20カ所も基礎があったということの状況でございますので、そういうふうな状況を勘案いたしまして、1カ所につき1回のセット料を計上して積算をいたしております。

それから、2点目の吉岡トレーディングさんでございますけれども、この方は佐賀市の嘉瀬町の在住でございますので、自分ひとりで営業をなさっておられます。なかなか電話連絡等がつきにくいという部分もございますし、先ほど申しましたように県内でも実績があったということで、ここから見積もりをいただいております。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

来春の市長選の件であります。昨日も一昨日もお答えしましたように、まだそういうことについては考えておりません。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

それでは、順次個別の質問をやってまいりたいと思います。

まず、ただいま御答弁があった点について総括的に再質問をいたします。

まず、北村総務課長から答弁があった件については、金属疲労を起こしますね、それは必ず。議会の審査における資料要求に対しては、従来の運用を変えないということを一言で言えば話されたわけなんです。私の場合だったら、さらに墨塗りなら墨塗りでいくということになるようであれば開示請求をやることになると思います。今回のケースのような場合は、じゃあ、1週間なり10数日を経て審議が再開をされるという会期日程に相なると思うんですね。そんなことが實際上、続けられるかという点では、必ずその方針には金属疲労を起こしていくということを申し上げておきたいと思います。これは議会でも検討すべきことだというふうに思いますので、議長にもこの際検討をお願いしておきます。

次に、福岡課長の答弁に関して、ポンプ車のセット料の関係ですが、場所が狭くポンプでやったということなんです。これは工事日報上、何日かかっていますか、基礎コンクリートを打設するのに。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

基礎工につきましては、全部で20カ所あったということでございますけれども、施工に当たりましては8カ所ということで、3回に分けて施工をしてあります。

8カ所の施工の日数でございますけれども、全部で11日ということで、私どもは現場日報の方からは見ております。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

基礎コンクリート、70センチ角のコンクリートを埋め込んであるわけなんですけど、設計書によればね。それを今説明されたのは、床掘りをして、型枠をはめて、生コンクリートを打ち込んで、養生期間が1週間なら1週間あって、そして型枠取り外し作業があって、埋め戻し作業があると、このトータルの期間を今言われたんでしょう。私が尋ねているのは、コンクリートポンプ車を使って型枠をはめられた基礎に何日かけてコンクリートを流し込んだのかと、そのコンクリートの打設の延べ日数を聞いておるんですよ。そこをお答えください。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

生コンの打設ということでございますけれども、先ほど8カ所分について申し上げますけれども、生コンにつきましては、流し込んで1日、本工で1日でございますから、合計2日を使用いたしております。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ということは、コンクリート打設だけでポンプ車を2日間運用したというふうに言われておりますが、これは開示請求でいただいたコンクリート、パーゴラの基礎の1カ所当たりの単価表がありますが、これは1個当たり57,200円ということで計上されていますよね。これは床掘り工事から型枠の取り外し、埋め戻しまで一切入れてですよ。それにコンクリートポンプ車を1回ずつ計上してあるわけでしょう、38,300円。実際は、コンクリートの打ち込みには2日しか使うとらんわけでしょう。そして、この57,200円という単価をですよ、こっこの本設計書には20回計上してあるでしょう。ページは打たんで、全部No.0で打ってありましたので、私なりに鉛筆でページを打っていますけど、7ページですよ、この本設計書でいけばね。これは20回、今の単価表で20個分掛けてあるわけですよ。コンクリートポンプ車は、

今の説明でいけば2日しかセットしていないのに、20回セットしたことになるでしょう。この違いはどういうことですか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

設計はポンプ車でございましたが、実際の施工に当たりましては、カート——深い一輪車を使用いたしております。これで3回に分けて施工いたしておりますけれども、その中のですね、先ほど申しましたように11日間かかったということがございますので、これを比較設計いたしますと、1カ所当たりで61,937円になったということがございます。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

実際打ったのは、私も写真を見せてもらいましたけど、ユニック車を使っておろして、そして一輪車で運んでおるわけでしょう。実際はそういうことのできる現場を、あなたが今言われたのは、設計単価では、場所が狭くてコンクリートポンプ車を持ってこんど打たれんからということで計上したわけでしょう。実際は一輪車で運べるところやったわけでしょう。それをコンクリートポンプ車を1回設置して、1日それを運用するのに38,200円かかるやつをわざわざ20個分計上するような設計が過剰じゃないかということを知りてんのですよ。実際は違うわけでしょう、これで済んだるわけでしょう。その違いを知りてんのですよ。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

まず、設計内容でございますけれども、設計ではポンプ車で計上いたしております。施工に当たりましては、これは基本的にはこの工事は任意でございますから、設計では指定しておりません。ただ、業者によってある程度のやはりアイデア等があると思います。今回はカート打ちをやっておられます。これで先ほど申しましたように比較設計をいたしております、設計金額が57,200円でございます、比較設計した実際の単価は61,937円だっと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

私は結局、企業は商業行為としてされるわけですから、そこに利益を生み出すためにいろんな設計の仕様を上回る結果を出せば、企業努力がそこに働いていいと思いますから、それはどういう手法でやられてもいいと思いますが、設計段階で狭くて入れそうにもないからということでコンクリートポンプ車をですよ、しかも、基礎コンクリートの0.3立米打つのに1回ずつセット料を組むのかということ言うのとらんですよ。そんなことしますか。1日コンクリートミキサー車を持ってくれば、合計6.何立米のコンクリートを打つことになるんですよ。コンクリートポンプ車の能力にもよりましようけど、最大かかっても2日あれば済むコンクリートのボリュームだと思うんですよ。

だから、設計の計上の仕方も、1個1個に20個、この単価表でいけば計上してあるわけでしょう。それを掛ける20ということで、こっちの総括説明書には計上してあるわけでしょう。こんな設計というのがある得るのかと、私は非常に不思議でなりません。この設計どおり施工されたとするならば、今言われるように2日間かかってコンクリートポンプ車でもし施工されたとすれば、その差額は幾らになると思いますか、その差額は。ちょっと教えてくださいよ。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

設計の段階ではやはり現場が狭かったということと、品質を保持するために、設計段階で基礎1カ所につき1回のセット料を計上いたしておるところでございます。

あと、比較の段階でございますけれども、先ほど申しましたように、実地に当たりましては任意の施工でございます、カートを使用されております。カートの比較設計が、先ほど申しましたように61,937円だったということでございます。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

あたかもね、結果としてはカートで打っておるから、いったん高うついとっですよというような説明ですが、その議論はその議論でいいと思いますが、設計の仕方としてお尋ねをします、それじゃ。

今、手元に持ってきておられますか。パーゴラ基礎の単価表をちょっと見てください。——ちょっと済みませんね。資料のないところでこういう形になっておりますが、実はこうして単価表があるんですが、1個57,200円という算出したものであるんですけど、これを今

聞いております。

これで、1個当たりですよ、基礎工事を70センチ角のコンクリートを打つのにかかる歩掛かりが、根切りに1,890円、埋め戻しに2,100円からずっとありまして、残土処分、床つけ、砕石、地ならし、捨てコンクリートの打設、基礎コンクリートの打設、根巻きコンクリートの打設、そして、ポンプ車のセット料、捨てコン、普通型枠、基礎部の普通型枠、根巻き部の普通型枠、型枠運搬費というのがずっと個別に入っています。そして、1カ所当たり57,200円とってあるわけですよ、合計がね。

そして、こっちの元設計書の方の単価表ですけど、この元設計書の7ページを見ますと、パーゴラ工事の中に、パーゴラというところの同上基礎というのがありますが、これが20カ所ありますから、20カ所にこの57,200円というのを掛けてあるわけですね。掛け合わせて1,144千円という合計金額が出ておるんですけど、コンクリートの1カ所にポンプ車をいっちょずつ上げたものを、こちら側に全部20個ぶっかけるというのは無茶なやり方じゃないかということを知るとるんですよ。2日あってね、コンクリートの打設は終わるというのに、20回もポンプを計上するような計算になっておることはおかしいんじゃないかということを知るとるんですよ。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

この場合は、やはり現場が狭かったということ、それから一つは、生コンの品質をやはり重要なものにしたかったということで、現場を検討いたしまして、ポンプ車打設ということで設計をいたしております。

以上です。（「私の質問に答えとらんじゃないの。質問に教えてください。こういう計上によ、私はおかしいということを知るとる。説明してくださいということを知るとる」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

もう一回お答えいたします。

基本的には、建築ではポンプ車打設が標準でございまして、こういう現場、特にやはり狭い場所に多く基礎があったものでございまして、1カ所に1回という設計をいたしたということでございます。（「矛盾しとるね」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

**○16番（谷口良隆君）**

品質、つまり生コンクリートが大きな骨材が下に行って、軽い石材、つまり砂のごたつとがね、水っぽいものが上になってね、その基礎コンクリートの強度が維持できんから、コンクリートポンプ車で打つように計上したと。現場がしかしこれで持ってきたということでしょう。その品質上の問題もありはせんですか、そんな話をされるのであれば。

それから、いま一つは、私が聞いておるのは、コンクリートポンプ車で計上しちやならんとは言いよらんとですよ。コンクリートポンプ車で計上したけど、70センチ角のコンクリートボリュームは 0.3立米ですよ。それを延べ20回コンクリートポンプ車をセットするんですか、実際。20日間、コンクリートポンプ車を使って20個のコンクリートを打つんですか、たかだかそれぐらいのコンクリートのボリュームのやつを。そんな計上の仕方しますか、普通。2日で、私は1日で済むと思いますけど、2日かかったにしても、コンクリートポンプ車は2日分しか計上しませんよ。そこを聞いてるんですよ。

**○議長（小池幸照君）**

暫時休憩します。

午後 2 時 23 分 休憩

**○市長（桑原允彦君）**

実は、福岡課長は当時建設する時期には担当でございせんでしたので、そのときの担当の技術屋、技術部門、それから今の補佐に同席をさせまして、そして必要によっては直接補佐の方から答弁をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

午後 2 時 36 分 再開

**○議長（小池幸照君）**

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

16番議員の質問に対する答弁を求めます。都市建設課山浦主査。

**○都市建設課主査（山浦康則君）**

当時、都市建設課の方で担当していた山浦と申します。

今回のポケットパークの発注については、設計委託を市内の1級建築士事務所に委託を行い、でき上がった設計書を私の方で精査して工事発注を行いました。指摘されているパーゴラ基礎コンクリートについては、建築工事で標準コンクリート打設は品質確保のためにポンプ車打設となっています。本設計についても、ポンプ車打設標準施工としています。また、ポンプ車セット料については、標準基準書では機械の能力によって1日の打設量が決まっていますが、現場の状況により、標準より多く計上することがあります。今回の現場におきましても、基礎1カ所当たり1カ所が必要だということで計上させていただいております。実際に施工するに当たり、ポンプ車セットは行わず、カート、一輪車打設——一輪車が深いものですけれども、これで打設を行っております。小型構造物の点在点で、現場が狭小であり



作業場所が少ないということで、作業も3回に分けております。

一般的に設計と施工方法とが違ふことはよくありますし、また、違ふということで変更契約などは通常行っておりません。例えば、設計費用より工事がかかったということで変更契約などは行いませんし、設計よりも安く上がったということであっても、変更契約は行っておりません。また、業者の方の工夫により品質を低下させない工法で設計より安くできた場合でも変更は行っておりません。ただ、標準的に考えれば御指摘のとおりになりますけれども、今回の場所については、1カ所に1カ所必要だったということで判断して計上させていただきました。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

山浦主査には本会議での御答弁の機会、大変御苦労さまでございます。後段の部分は私も理解いたしておりますので、設計の機材と実際に使われた機材の違いというのは理解できます。ただ、ひっかかるのは、品質管理のためにコンクリートポンプ車を使うんだと。一輪車で運んで骨材が分離してしまっただけ、寄せ集まって、素材だけが下に行くと、砂だけが上に浮いとったというコンクリじゃいかなからという意味でそういうふう設計されたと思えますけど、そういった点では、品質管理のためにコンクリートポンプ車を使うと言いながら、実際は一輪車で分離しやすい手法で施工されたというのは、やっぱり一つの指導があってもよかつたのではないかという印象だけは残ります。

ただ、そこはもう問いません。問いませんが、0.7メートル角のコンクリートを打つというのに、先ほどの説明では場所が狭小で品質管理のためにはコンクリートポンプ車しか計上できなかったと言われたけれども、場所は狭小でもなかつた、現実にはね。入ったわけですから、一輪車がね。それはだから説明になっていないと一つは思います。

それから、現実的な設計として、この基礎が1個当たり幾らかかるという場合に、コンクリートポンプ車を今のような形で使うとすれば、別途コンクリートポンプ車を延べ2日使うと、そういう計上になるべきじゃないですか。0.3立米のコンクリートを打つのに20回、延べ20日コンクリートポンプ車を計上するというのは、極めて非現実的な設計だと、これは認めざるを得んのではないですか。もう一遍答えてください。

○議長（小池幸照君）

都市建設課山浦主査。

○都市建設課主査（山浦康則君）

通常は議員がおっしゃるとおり、現場を見て、1日当たりの打設量で決めますけれども、今回の場合は1カ所1回という形で計上させていただきました。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

これはやっぱり過剰設計としか思えません。これを、一つだけ確認のためお聞きしたいんですけど、コンクリートポンプ車を計上してありますけど、38,200円で計上されているこのコンクリートポンプ車の1日当たりの打設能力、幾らのやつを計上してありますか。

○議長（小池幸照君）

そのまましばらくお待ちください。

午後2時43分 休憩

午後2時44分 再開

○議長（小池幸照君）

再開します。

都市計画課山浦主査。

○都市建設課主査（山浦康則君）

1回の打設量が100立米未満の場合の単価になっております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ということですから、0.6立米程度の生コンを現場に打つために、100立米の能力のあるコンクリートポンプ車を20回計上してあるということなんですよ。この非現実性は、これはもうやっぱり否めない過剰設計と指摘をせざるを得ないと思います。もうこれだけでね、福岡課長は2日かかったと、打設にね。それは一輪車でやった場合ですけど、2日かかったと。コンクリートポンプ車やったら1日で終わっておると思いますけどね、この能力でいけば。2日かかったにしても、差し引き20回の分、38,300円の18回分でいけば766千円、この分が過剰設計の疑いがあるということですよ。私はそういうふうに思いますので、過剰設計だというふうに思いますので、いや、1個に1回なんだと強弁をされますけど、そこは違うと、私の考えは。そこは譲れんですが。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

質問にお答えをいたします。

過剰設計ということですのでございますけれども、これはやはり現場を十分に考慮して、私どもの方では1個につき1回を計上いたしたということですのでございます。

それから、先ほども何回も申しておりますけれども、これを3回に分けて施工いたしております。そのうちの1工程で計上をいたしてみますと、1カ所当たりが約61,937円というこ

とで積算をいたしておりますが、これは過剰設計ではないと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

質問に答えてくれんとね、1カ所当たりこれで、人力でいけば60千円かかるんだと。私はそういうことを言っとらんですよ。設計段階での予算計上に過剰性があるということ言うとはとらんですよ。100立米の打設能力のあるコンクリートポンプ車を計上しながら、実際は0.3立米しか打たないことを20回やりますか、実際。そんな強弁をはいけませんよ。

次に移ります。次に、部材の単価についてお尋ねをいたします。

土木の部材から建築の部材、いろんな部材が単価を計上する場合はあるんですけど、部材計上の基準、これはどういうふうになっていますか。何をもちて単価を拾われますか。単価を拾う場合。土木工事、建築工事をやる場合、何か根拠があるはずでしょう。それを教えてください。

○議長（小池幸照君）

都市建設課有森課長補佐。

○都市建設課課長補佐（有森滋樹君）

都市建設課課長補佐の有森です。答弁させていただきます。

部材の単価を拾う場合は、まず、県の単価があれば県の単価を使います。県の単価がなければ、（資料を示す）この「建設物価」という本がありますけれども、「建設物価」の中から単価を拾います。もう一つ「積算資料」というのがありますけれども、その中から拾います。それになかった場合は見積もりをとります。見積もりは3社以上。普通、土木の場合は3社以上からとって、平均をとったりしますけれども、今回は3社をとって、その8掛け(214ページで訂正)ということで単価の設定をしております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

今言われたように、開示できない理由の一つであった佐賀県の標準単価をまず載っておる場合は使うと。それに載っていない部材の場合は「建設物価」というのを使うと。今、現物を見せていただいたものですね。なお、それでも載っていない特殊な部材については、直接3社以上の業者に見積もり依頼をすると、こういう手順だということですね。——はい、それで結構です。

それで、ちょっと今質問項目以外の答弁をしていただきましたので、いっちょひっきり

ますが、今回の場合は、業者見積もりをやった部分については80%掛けで計上しておるといふふうには有森補佐は言われたと思いますが、そういうことですか。

○議長（小池幸照君）

都市建設課有森課長補佐。

○都市建設課課長補佐（有森滋樹君）

済みません、訂正させてください。90%です。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

先ほどの議員の過剰設計ということについてのこちらの方からの答弁でございますけれども、設計では、これはポンプ車をセットいたしまして、1カ所当たり57,200円ということでございます。実際の施工の比較単価でございますけれども、1カ所当たり61,937円ということで……（「何遍でんその話は聞いとっ」「合計ばしてんしゃい、合計ば」「計上の仕方を私は過剰じゃないかと」「私が補足しますから、ちょっと。今のとは合計幾らになっと。70何万じゃい過剰見積もりやっただけ言いんさっけん」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

しばらくお待ちください。

午後2時50分 休憩

午後2時51分 再開

○議長（小池幸照君）

再開をいたします。

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

もう一回御答弁いたします。

先ほど比較設計の件でございますけれども、私どもの方の設計の合計は1,144千円でございます。比較設計した場合の合計が1,238,740円ということになります。（「そういうことは一つもね、私は焦点にしとらんとよ」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

都市建設課有森課長補佐。

○都市建設課課長補佐（有森滋樹君）

この場合は建築工事ですしておりますので、建築工事などの標準コンクリート打設は品質の確保のためということもありまして、ポンプ車打設が標準の設計となっております。今回、20カ所ありましたので、20カ所コンクリート打設をするということも含めまして、セット料を計上いたしております。

以上です。（「ちょっと補足します」と呼ぶ者あり）

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

設計のあり方そのものが過剰見積もりじゃなかったのかというふうなことを申されていると思いますが、私自身の考えを申しますと、実際設計は合計 1,140千円かかっているということです。設計上はですね、それだけかかるという設計をしているということです。実際、1,140千円かかるのに、これを 1,500千円ぐらい設計をしていたというのが過剰設計じゃないでしょうかということです、私が申し上げたいのは。実際、設計上は 1,140千円が実際やり方を変えてやりましたが、これが 1,230千円と逆に多くかかっていますよと、実態はそういうことであります。

**○議長（小池幸照君）**

16番谷口良隆君。

**○16番（谷口良隆君）**

そういう答弁は早くしてくれんと、もう次の質問に移っとるのに。また戻らにやいかんじゃなかですか。

100立米能力のあるコンクリートポンプ車をセットして、幾ら品質管理といたって、建築の現場でいっても、0.3立米しか要らないコンクリート基礎を打つのにね、100立米打つ能力のあるものを20回、コンクリートの数の分だけ計上しますかということをやるとんですよ。それが過剰な設計になっておると私は言いよるわけですよ。結果論として、人力でした場合だから 100千円かそこら高くなりますよと、そういう話は一つもしていませんよ。であるならば、品質管理上、コンクリートポンプ車を 1個につき20回も計上せにやいかんなら、それだけ厳しい品質管理を求めるならば、一輪車で押していきよったらとめさせにやいかんよ。だめですよ。

次に移ります。

それで、今回、パーゴラとウッドデッキ、それからデザイン壁で総工事費の約72%ぐらいを占めていると、開示結果を見てそういうふうな判断をいたしました。そのうちのパーゴラとウッドデッキ、これは何の単価を用いられたか、何をもってその単価を計上されたかをお尋ねします。

**○議長（小池幸照君）**

福岡商工観光課長。

**○商工観光課長（福岡俊剛君）**

パーゴラとウッドデッキの採用単価でございますけれども、（「単価じゃない。どこから持ってきたかということ。県の標準単価を持ってきたのか、物価から持ってきたのか。見積

もりを持ってきたところ」と呼ぶ者あり)今回は、見積もりから持ってきております。3社見積もりの最低を用いております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

それじゃ、その3社の業者の名前を教えてください。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

3社の名前でございますけれども、吉岡トレーディング、不二コンクリート、三田川コンクリート、以上3社でございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

このパーゴラの部材というのは、バラウ材というものを中心に使われておるようですが、これは木材ですよ。今言われた三田川コンクリート、不二コンクリートはコンクリートの二次製品会社だと思いますけど、コンクリート会社からこういうふうな見積もりをとるんですか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

不二コンクリート、三田川コンクリートにつきましては、コンクリート製品のほかに、ほかのいろいろな道具も一応扱っていらっしゃる商社であります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

私は、こうしたかかわりがあって、業者見積もりのあり方について、県の技師にも知り合っておりますので問い合わせをしたんですけど、業者見積もりをする場合には、製造元、もしこの製造元が海外の企業であってみたい、とれないというようなときには、その取り扱う商社、第一次取り扱いの商社からとるというような一つのルールがあるというふうに聞いて

おりますが、今言われた業者は、取次店とか、そういったたぐいのレベルの会社じゃないんですか、この部材に関しては。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

以上申し上げました3社は、パーゴラとウッドデッキにつきましては製造いたしておりませんで、取次店でございます。

以上です。（「だから何、だから聞きよと」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

見積もりを依頼するときの業者は、製造元、もしくはとれない場合、今言ったような事情でとれない、海外にしか会社がないとか、そういう場合は国内輸入の第一次の商社からとるというルール、運用上のものがあると私は聞いておるから、単なる取次店でございます、これじゃ答弁にならないじゃなかですか。それでいいんですかてそんならなるわけですよ、どうですか。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。都市建設課有森課長補佐。

○都市建設課課長補佐（有森滋樹君）

今回も含めてですけれども、見積もりをとる業者というものは、それを取り扱っている業者ということで我々は見積もりを依頼しております。例えば、工場製作をしているところとか、第一次の取次店ということじゃなくて、そういうものを取り扱っている商社ということで考えております。ですから、例えば不二コンクリートとか三田川コンクリートも商社でありまして、コンクリート製品以外でも、例えば遊具とか、あるいはパーゴラとか、あずまやとかも取り扱っておりますので、そちらの方向で見積もりをとっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

私が言っておるのは、ほかにもそういう製造メーカーとか、第一次の商社があるというのに、コンクリートの二次製品会社からとらなくても、もっともとからとれなかったのかということを知りたいんですよ。

○議長（小池幸照君）

都市建設課山浦主査。

○都市建設課主査（山浦康則君）

今回、設計に当たり、先ほども申しましたけれども、市内の1級建築士事務所に委託を行いまして、その1級建築士事務所が見積もり依頼をされております。もっと大もとのメーカーからとられなかったのかという御質問ですけれども、これにつきまして、一応1級建築士事務所はとったそうですけれども、金額が2,000千円から3,000千円というふうになんて高くなったため、これを取りやめて違う方向から検討したということ聞いております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

今、他からということになれば額面が高くなるからと、こういう形での取り寄せに、設計を受託した業者がそういうとり方をされたということですけど、今、インターネットの時代で、情報はたくさんあるんですよ。それで、私なりにね、これはデッキワールドという千葉県船橋市にある会社のウッドデッキの、それは部材の違いなどもあるかも知れませんが、これも相当な耐用年数の強いものを使ってやるということなんですけど、これでいけば極端に安い——極端にとは言いませんけど、この計上されている分の半額程度であるんですよ。

だから、検討比較しようとするればね、こういう時代ですから、財政の背景を見てみればね、こういう時代ですので、同じ耐用力があれば、できるだけコスト安で設計してもらいたいなという思いもあってこういうものをもって見たんですけど、必ずしも今言われたようにね、高過ぎたから今回こういうところに見積もりを依頼したという説明を受けたということなんですけど、必ずしもそうかなという疑問が残ります。

それから、真にこれはパーゴラというのは、パーゴラに使うおるバラウ材というのは材木ですから、材木会社の方にね、これはもうはっきり言いますが、大手伊万里外材ですよ。ここで同じ部材、こういう設計図を、ここに仕様書に書いてあるでしょう。パーゴラは何センチ角でどういう材質のものだというのを書いてありますが、これをお渡しして見積もりをしてもらった結果をちょっと申し上げてみますが、（資料を示す）これがその——ちょっと遠かけん見えんでしょけど、これがその伊万里外材の、複数とりましたけどね、伊万里外材の方が安かったけん、こっちをちょっと使ってみたんです。

これでいったら、パーゴラがですよ、ここでは組み立て据えつけ手間を除いて、部材の費用だけで2,610千円で計上されておりますけど、これは9掛けですよ。吉岡トレーディングの9掛けで2,610千円ということで計上されておりますけど、この材木の専門業者の方からとったやつに9掛けをしますと、1,180千円で見積もりをいただくこともできておるといふ現実もあるんですね。



だからね、まあこれはまだ時間があれば、まだ幾らか準備をしておりますけど、意思が高い方へ高い方へ、物事のね、設計の意図が働いておったんじゃないかという疑いがあるんですよ。開示された結果を見てみれば。ぎゃんと18,000千円もかかるとやというところから話が始まったわけなんですけど、中身をそういうふうにして開示していただいた資料を見ると、そういうふうな疑いも出てくるんです。一方では、これはウッドデッキとパーゴラをね、これは見積書のある建設会社に依頼したところ、ウッドデッキは据えつけ料まで入れて1,920千円、パーゴラは3,600千円でできますと。これでいきますと、ウッドデッキは3,800千円かかっていますよ。相当な差があります。

だから、こういうふうなところを僕らが決算委員会で確認をしたかったんですよ、決算の段階で。だから、説明をしていただければ我々も理解はできるんですけど、ああした場で説明をせんで担当課に見に来てくださいと言え、手で伏せて見せないとかね、そういうふうな行為をされるから、こういうところまで掘り下げざるを得ないという状況になっておると思うんですね。

だから、これはね——もう今時間、あと何分ですか。（「ゼロ」と呼ぶ者あり）終わり。こういうふうな状況ですので、やっぱり今の説明でも私納得できないところがあります。だから確認をさせてくださいよ。合点をさせてくださいよ。議会の決算に。「よし、わかった」と言わせてくださいよ。私はそういう場をつくらなければ、これは通りかかった以上は引けませんよ、私も。「あ、そういうことですか」て。

別にね、きょう山浦主査も有森補佐もこの場に同席してまでいただいて答弁をいただいたことは、本当にありがたく受けとめてはおりますけど、御苦労さまでした。ではありますが、おかしいじゃないかということじゃなくて、過剰設計というか、要するに、これだけだから高くかかっているという合点を我々にさせてほしいということで、去年の9月議会以来言うてきたのを、見せない、出さない、見に来てください、手で伏せる。こんな強弁、変な格好の態度ばかりとられてきて、新聞ざたになって、やっと全面開示をされて分析をしてみればこういうものが出てくるということなんですよ。

ということでございますので、私は今の状態でよしとは言えないというふうに考えておりますので、ただいまから直ちに改めて、これは議会の主体的な判断だろうと思いますが、3月に提案をいたしました98条の地方自治法を活用させていただいて、改めて確認の機会をつくりたいということでの提案を私退席した以降、動議を提出したいと思います。よろしくをお願いします。

終わります。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたしますけど、先ほど議員の方からいろいろ見積もりをとられて、安いものもあったということでございますけれども、私どもは施工時点では見積もり等につきましては適正にとったものを使用して、適正に発注をしたと思っております。

以上でございます。（「だから、それを証明してくれんといかんですよ」と呼ぶ者あり）

**○議長（小池幸照君）**

以上で16番議員の質問を終わります。よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

12月9日から……（「議長、今、私は宣告して引きよるじゃないですか」と呼ぶ者あり）  
そしたら、前もって文書を出されるんじゃないんですね。（「私は審議の結果によって、そういうふうに出さずに済むとすれば出しません」と呼ぶ者あり）

じゃあ、今のどういう動議なのか説明をお願いいたします。（「ここですか」と呼ぶ者あり）はい。（「議運で」と呼ぶ者あり）ちょっとお待ちください。

動議として提出をお願いして、議運で諮るといふ……（「緊急動議ですね」「暫時休憩して、議運ば開いて」と呼ぶ者あり）

暫時休憩をいたします。今、谷口良隆議員以下3名の方から事務検査に関する動議が出ましたので、ただいまから議会運営委員会を開いて協議をいたします。

**午後3時13分 休憩**

**午後3時39分 再開**

**○議長（小池幸照君）**

議会を再開いたします。

ただいま事務検査に関する動議が谷口良隆議員外3名の方から提出がされました。この動議につきましては、所定の手続に合致をいたしていまして動議が成立をいたしておりますので、13日の議案審議の日程に追加をいたしたいということで、日程追加ということで議運の方にお諮りをいたしまして了承いただきましたので、その予定で進めさせていただきます。

よりまして、本日の会議はこれにて終了をいたします。12月9日から10日は休会とし、次の会議は12月13日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

**午後3時40分 散会**